真美ケ丘中学校区における
学校施設等再編基本構想

令和7年3月

広陵町

目次

１．上位関連計画の整理 1
（１）　国・奈良県のめざす教育行政 1
（２）　広陵町のめざす教育行政 2
２．課題の整理 4
３．学校施設の規模・配置の検討 6
（１）　国が定める学校・学級規模の基準 6
（２）　真美ケ丘中学校区の現状と将来推計 7
（３）　学校施設の適正規模・適正配置 12
４．施設整備に係る基本方針の立案 24
（１）　導入する教育形態 24
（２）　積極的統廃合（再編）に向けた取組み 25
５．基本構想の検討 26
（１）　基本構想検討の考え方 26
（２）　基本理念・基本方針 26
（３）　導入機能の検討 30
６．導入すべき機能と仕組み 36
（１）　導入機能等の考え方 36
（２）　主体別導入機能 37
７．再編事業の検討 50
（１）　事業手法について 50
（２）　各事業の整備スケジュールについて 56
８．新設義務教育施設整備のイメージパース図 63

１．　上位関連計画の整理

（１）　国・奈良県のめざす教育行政

上位関連計画（国・奈良県）

①　「令和の日本型学校教育の構築」を目指して（答申）	令和３年１月、中央教育審議会が取りまとめた本答申では、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、「個別最適な学びと協働的な学び」の一体的な充実を図り、教育の質を向上させることを求めています。
②　新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）	令和４年３月、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議が公表した本報告書では、学校施設のあり方について以下の５つの姿の方向性を示しています。 １．学び 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間の実現 ２．生活 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間の実現 ３．共創 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間の実現 ４．安全 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境の実現 ５．環境 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境の実現
③　第４期教育振興基本計画	令和５年６月に閣議決定された本計画では、今後の教育政策に関する基本的な方針（総括的な基本方針・コンセプト）に、今後我が国がめざすべき社会及び個人の在り様における重要な概念として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくこととしています。
④　第２期奈良県教育振興大綱	令和３年３月に策定された本大綱（対象期間：令和３年度～令和６年度）では、奈良県の教育がめざす方向性として「一人ひとりの「学ぶ力」「生きる力」をはぐくむ本人のための教育を行う」こととしています。

（２）　広陵町のめざす教育行政

①　広陵町教育大綱

令和４年３月に策定された本大綱では、教育理念と本町の子どもたちに望む人間像を３つの基本方針として定め、基本方針の実現に向けた４つの基本施策に基づいた各種事業を定めています。

教育理念	輝く未来のために　ともに学びつながり合う　いい人づくり
基本方針 （望む人間像）	○　輝く未来のために、様々な情報の中から何が必要かを主体的に判断し、自らの課題の解決をめざし、他者と協働しながら新たな価値を創造する中で、自信をもって生き抜くことができる人 ○　多様な人々との関わりの中で共感し、人間性豊かな感性、創造性を発揮し、自らの可能性を高めながら、よりよい人生、よりよい社会を創造することができる人 ○　生涯にわたって質の高い学びを続け、夢と希望と志をもって人のつながりを大切に、郷土を愛する心をはぐくむとともに互いに助け合い健やかに暮らすことができる人
基本施策と具体的施策	○　何事にもチャレンジし、輝く未来を切り拓く力をはぐくむ学校教育の充実 （具体的施策） ・　就学前教育の推進 ・　考え、探求するなどの「学ぶ力」の育成 ・　豊かな心の育成 ・　たくましい身体の育成 ・　学校教育環境の整備と充実 ○　学びを支える場づくりと誰一人も取り残さない支え合いの場づくり （具体的施策） ・　特別支援教育の充実 ・　いじめ・不登校等様々な教育課題への対応 ・　持続可能な学びへの支援 ○　人生を豊かに生涯にわたって学び続ける環境づくり （具体的施策） ・　生涯学習の充実 ・　スポーツの振興 ・　文化芸術の振興 ・　文化財の保存と活用 ○　社会の変化に対応し、地域とともにつながり支え合う環境づくり （具体的施策） ・　子どもの安全確保 ・　学校・家庭・地域の三位一体の連携と協力 （コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度）

② 広陵町教育振興基本計画

「広陵町教育大綱」の見直しを受け策定された本計画では、幼児・学校教育の再編に関する４つの具体的施策と取組みを定めています。

具体的施策	取組み
（１）就業前教育の推進	• 就学前教育・保育の質の充実 • 就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進
（２）考え探求するなどの「学ぶ力」の育成	• 小学校教育と中学校教育との連携の推進
（３）学校教育環境の整備と充実	• ICT を活用した教育の推進と学校教育の推進 • 教育施設の長寿命化（保全）計画の推進
（４）持続可能な学びへの支援	• 個別最適な学びの取組

③ 第５次広陵町総合計画

令和４年３月に策定された本計画では、町の将来像、学校教育分野の目標と重点プロジェクト（第２次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略）における具体的な施策を定めています。

町の将来像	be Happy　～未来につながるまち　広陵～
学校教育分野の目標	次世代を担う子どもが輝けるまち 児童･生徒がこれからの時代に求められる資質･能力を着実に身につけ、たくましく未来を切り拓けるよう、ハード･ソフトの両面から、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身からなる「生きる力」を育むための教育活動の充実を図る。
重点プロジェクトにおける具体的な施策・取組	○　就学前～小学校～中学校教育の連携 • 真美ヶ丘地域における幼小中一貫連携体制モデル校の構築

④ 広陵町子ども・子育て支援事業計画（第３期）

令和７年３月に策定された本計画では、子育てにかかわる親、家庭、地域、事業所、行政など、全ての主体が協力し、以下の基本理念の下、子育て支援の総合的な取り組みを推進することとしています。

基本理念	ともにこどもの未来を応援する地域づくり

本計画では、右に示す４つの基本目標に基づき、子どもたちや子育て中の親に対する各種支援体制の充実と環境整備を進めることとしています。

【基本目標】
1. 子どもも親も切れ目なく支援する環境づくり
2. 子育てと仕事のバランスを支援する環境づくり
3. 子どもが自分らしく育つ環境づくり
4. 子どもを守る安心・安全な環境づくり

教育方面での取り組みについては、子どもの「自分らしさ」と「生きる力」を育む教育環境の充実に向け、幼児教育及び学校教育の充実を主な施策として掲げています。

⑤　広陵町幼保一体化総合計画

平成 28 年３月に策定された本計画では、幼保一体化の推進により以下に示す３つの実現を図ることとしています。

○　子どもの育ちを第一に考えた教育・保育のさらなる推進 ○　幼稚園・保育園の在籍状況のアンバランスの解消 ○　地域における子育て支援の充実

⑥　広陵町ＤＸ推進計画

令和６年３月に策定された本計画では、デジタル教育の分野については以下に示すＤＸ推進の方向性・施策案を定めています。

○　入園、入学時等の手続き書類や保護者・学校間連絡のオンライン化 ○　地場産業、大学等と連携した体験学習や学校教育以外で児童・生徒自らが学ぶ機会の創出

２．　課題の整理

上位関連計画、本町のめざす教育行政等を踏まえ、学校教育に関わる課題を「学校教育運営上の課題」と「学校教育施設（環境）の課題」の２つの視点から整理します。

学校教育運営上の課題としては、将来の児童・生徒数の減少、教育の質の向上、地域との連携などがあげられます。一方、学校教育施設（環境）の課題としては、ICT 環境などの新たな教育形態への対応、安全・安心な施設（環境）の確保などがあげられます。

学校教育運営上の課題	○　教育の質の向上（個別最適な学びと協働的な学びの一体的な向上） ○　児童・生徒数の推移（変化）に対応した教育 ○　就学前教育～小学校教育～中学校教育の円滑な連携 ○　特別支援教育の充実 ○　いじめ・不登校等、様々な教育課題への対応 ○　就学前教育・保育の質の充実 ○　学校・家庭・地域の連携と協力
学校教育施設（環境）の課題	○　学校施設老朽化への対応 ○　新しい教育環境のへの対応 ○　学校施設の機能向上 ○　児童・生徒が主体的に学べる施設（環境）整備 ○　教職員が働きやすい施設（環境）整備 ○　誰もが安心して教育を受けられる施設（環境）整備 ○　地域との連携を促進する施設（環境）整備

特に学校施設老朽化については、町内の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校のうち８割弱（延床面積ベース）は建築後 30 年以上経過しており、長寿命化改修や建替え等の対応の検討が必要です。

表２－１　学校施設等の劣化状況

施設分類	施設名	総延床面積（㎡）	建築年	経過年（2024年時点）	残耐用年数	構造	耐震基準	耐震診断	耐震補強	1 屋根・屋上	2 外壁	3 内部仕上	4 電気設備	5 機械設備	健全度
保育園	広陵西保育園	824	1988	36	-2	S	新	－	－	C	C	C	B	B	49
保育園	広陵南保育園	736	1982	42	5	RC	新	－	－	－	－	－	－	－	－
保育園	真美北保育園	747	1991	33	1	S	新	－	－	C	B	C	B	B	59
幼稚園	広陵東小学校付属幼稚園	723	2002	22	25	RC	新	－	－	－	－	－	－	－	－
幼稚園	真美ケ丘第一小学校付属幼稚園	881	1985	39	8	RC	新	－	－	－	－	－	－	－	－
幼稚園	真美ケ丘第二小学校付属幼稚園	1,109	1987	37	10	RC	新	－	－	－	－	－	－	－	－
こども園	広陵北かぐやこども園	1,812	2018	6	41	RC	新	－	－	A	A	A	A	A	100
小学校	広陵東小学校	4,177	2002	22	25	RC	新	－	－	B	B	B	B	B	75
小学校	広陵西小学校	4,721	1968	56	-9	RC	旧	実施	実施	D	C	C	B	B	46
小学校	広陵北小学校	4,442	1980	44	3	RC	旧	実施	実施	B	B	B	B	B	75
小学校	真美ケ丘第一小学校	5,620	1984	40	7	RC	新	－	－	C	B	B	B	B	72
小学校	真美ケ丘第二小学校	7,040	1987	37	10	RC	新	－	－	B	C	B	B	B	65
中学校	広陵中学校	6,533	1990	34	13	RC	新	－	－	B	C	C	B	B	52
中学校	真美ケ丘中学校	8,005	1986	38	9	RC	新	－	－	C	C	C	B	C	45

※総延床面積は、施設に属する全棟の合計値、それ以外の項目は代表的な建物に関する情報である。
残耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき、RC(鉄筋コンクリート)造：47 年、S(鉄骨)造：34 年から経過年を減算して算出した。
出典：広陵町公共施設等総合管理計画、広陵町公共施設再配置（再編）計画、広陵町公共施設長寿命化（保全）計画、学校施設台帳、庁内資料

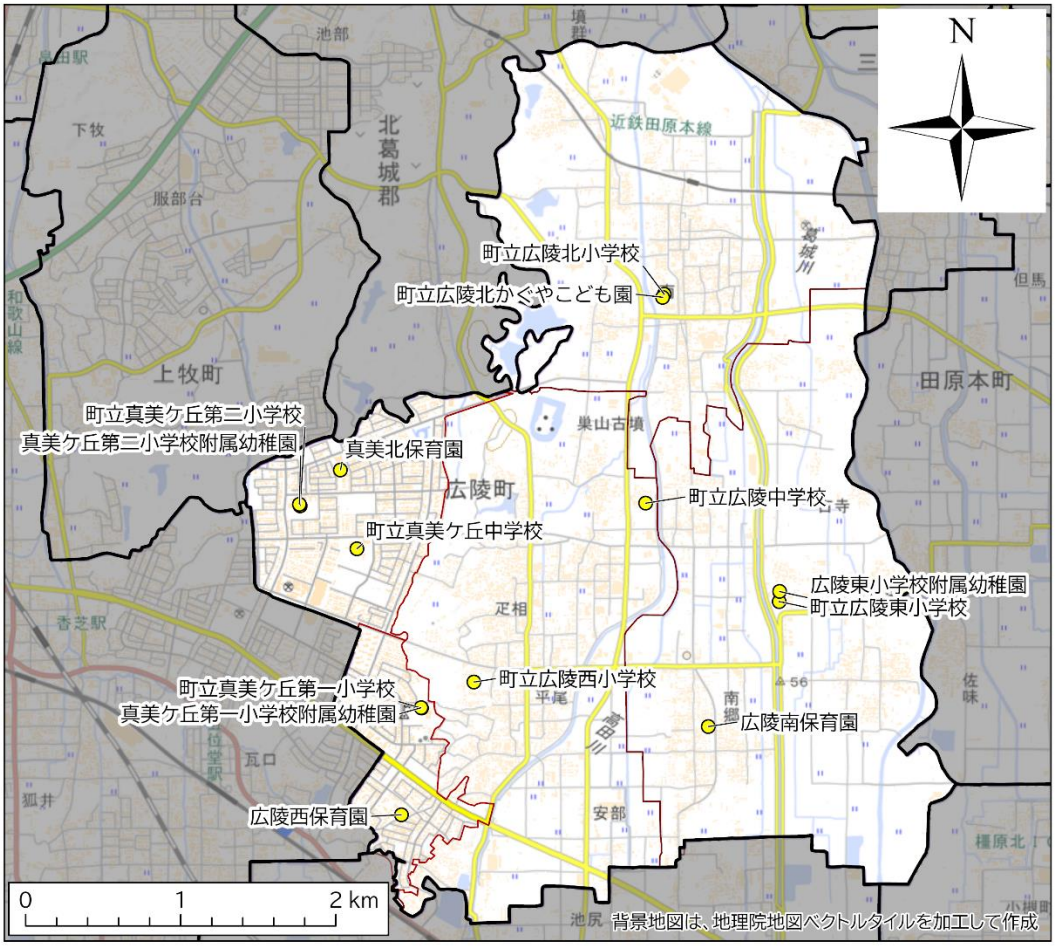

図２－１　学校施設等の分布

３．　学校施設の規模・配置の検討

（１）　国が定める学校・学級規模の基準

①　学校規模

学校教育法施行規則では、規模の標準は小学校、中学校ともに 12 学級以上 18 学級以下、義務教育学校は 18 学級以上 27 学級以下です。ただし、「地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない」と弾力的なものになっています。

平成 27 年に国が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においても、「それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討すること」が求められています。

表３－１　小・中学校等の適正規模

適正規模	下限	上限
小学校 （１学年当たりの級数）	１２学級 （２学級）	１８学級 （３学級）
中学校 （１学年当たりの級数）	１２学級 （４学級）	１８学級 （６学級）
義務教育学校	１８学級	２７学級

また、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成２７年）では、望ましい学校規模を以下のとおり示しています。

- 小学校では、複式学級を解消するためには少なくとも１学年１学級以上（６学級以上）が必要であり、また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて、学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには１学年２学級以上（12 学級以上）が望ましい。
- 中学校については、全学年でクラス替えを可能としたり学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには少なくとも１学年２学級以上（６学級以上）が必要であり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも９学級以上確保することが望ましい。

②　学級規模

望ましい学級規模（1 学級当たりの児童・生徒数）については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）」において以下のとおり基準を定めています。

公立の小学校の同学年の児童で編制する学級に係る１学級の児童の数の標準を４０人
（小学校第１学年は３５人）

※　令和３年３月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部が改正され、令和３年４月１日から、学級編制の標準が引き下げられました。この改正により、小学校の学級編制の標準が現行の 40 人（第１学年は 35 人）から 35 人に引き下げられ、令和３年度から令和７年度までの間に、小学校第２学年から第６学年までが段階的に１学級 35 人編制となります。

（２）　真美ケ丘中学校区の現状と将来推計

①　児童・生徒数

真美ケ丘中学校区における学校別･学年別の学級数及び児童･生徒数は、下表のとおりです。

学級数については、真美ケ丘第一小学校及び真美ケ丘第二小学校ともに国が定める適正規模の範囲内にありますが､真美ケ丘中学校は､下限値の 12 学級を下回る 10 学級となっています。

児童・生徒数については、真美ケ丘第一小学校 372 人、真美ケ丘第二小学校 353 人、真美ケ丘中学校 351 人となっています。

表３－２　真美ケ丘中学校区内の各学校の学級数及び児童・生徒数

学校名	学級数	学校別・学年別の学級数及び児童・生徒数								
		小学校						中学校		
		１年	２年	３年	４年	５年	６年	１年	２年	３年
真美ケ丘第一小学校	１２	２	２	２	２	２	２			
	（児童数）	４６	５６	６９	５６	６０	６７			
		１クラス当たり児童数：29.5 人								
特別支援学級	（児童数）	４	３	３	３	３	２			
全児童数		３７２								
真美ケ丘第二小学校	１２	２	２	２	２	２	２			
	（児童数）	６１	４９	５０	５８	５５	５７			
		１クラス当たり児童数：28.3 人								
特別支援学級	（児童数）	４	２	５	３	２	７			
全児童数		３５３								
真美ケ丘中学校	１０							４	３	３
	（生徒数）							１２１	１０６	１０８
								１クラス当たり生徒数 33.5 人		
特別支援学級	（生徒数）							４	６	６
全生徒数								３５１		

出典：令和６年度学校調査票（令和６年５月１日現在）

② 児童・生徒数の将来推計

児童・生徒数の推計は、以下のフローに従い真美ケ丘中学校区の 40 年先（2064 年）までの児童･生徒数を推計します。なお、小学校の児童数の推計については町内全校を対象とします。

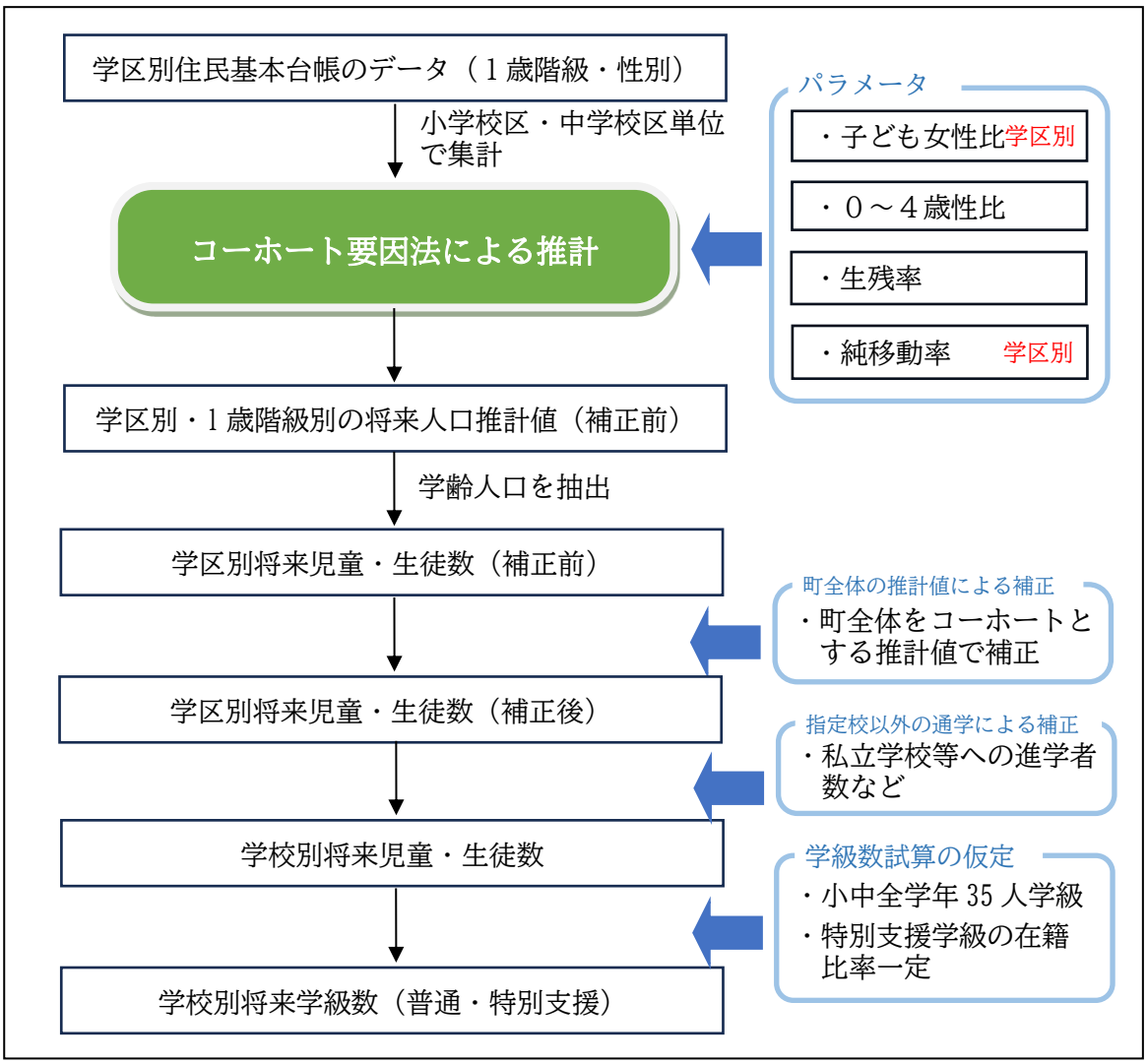

図３－１　児童生徒数の推計フロー

（注）本推計では、広陵北小学校区及び真美ケ丘中学校区における宅地開発に伴って見込まれる児童・生徒数の流入を加味しています。

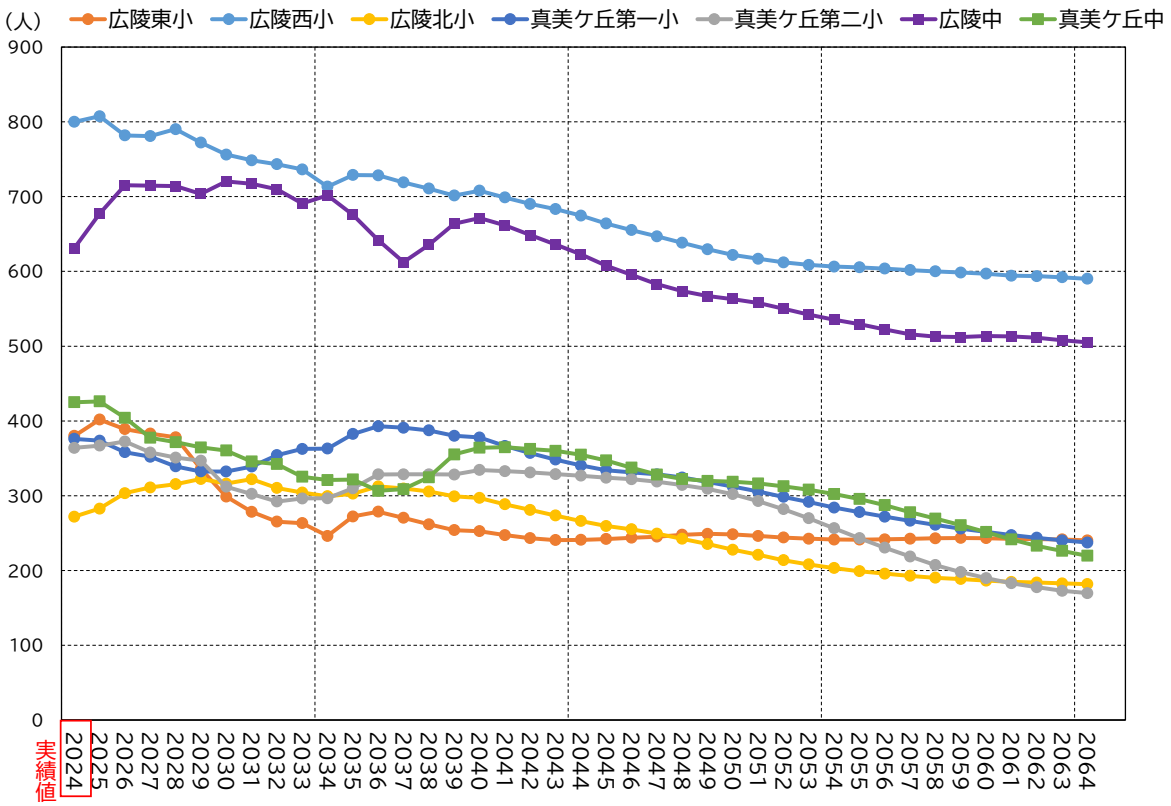

	児童生徒数[人]								
	2024	2029	2034	2039	2044	2049	2054	2059	2064
広陵東小	380	336	246	254	241	249	241	244	240
広陵西小	800	772	713	701	675	630	606	599	590
広陵北小	272	322	299	299	266	235	203	189	182
真美ケ丘第一小	376	332	363	380	341	319	284	256	237
真美ケ丘第二小	364	347	297	328	327	309	257	198	170
広陵中	631	704	701	664	623	567	535	512	505
真美ケ丘中	425	365	321	355	355	320	302	261	220

図３－２　児童・生徒数の推計結果

※児童生徒数には私立学校等への進学者数を含んでいます。

私立の進学者を除き、各学校の特別支援学級の実績割合から、真美ヶ丘地区における町立の小中学校の普通学級に通う将来児童・生徒数は以下のとおりです。

表３－３　真美ケ丘中学校区内の将来児童・生徒数の推計結果

		2024	2029	2034	2039	2044	2046	2049	2054	2059	2064
真美ケ丘第一小	小学1年	48	51	61	56	53	51	48	42	39	36
真美ケ丘第一小	小学2年	56	61	62	59	53	52	50	44	39	37
真美ケ丘第一小	小学3年	71	54	61	61	53	53	50	45	40	37
真美ケ丘第一小	小学4年	58	46	61	61	53	53	51	45	41	38
真美ケ丘第一小	小学5年	59	55	51	63	54	53	52	47	42	39
真美ケ丘第一小	小学6年	66	50	51	63	57	52	52	47	42	39
真美ケ丘第二小	小学1年	65	46	50	50	50	49	45	34	28	26
真美ケ丘第二小	小学2年	49	49	50	51	50	50	47	37	29	26
真美ケ丘第二小	小学3年	53	46	50	51	51	50	48	40	30	26
真美ケ丘第二小	小学4年	58	59	50	52	51	50	49	41	31	26
真美ケ丘第二小	小学5年	52	59	34	52	52	51	50	43	33	27
真美ケ丘第二小	小学6年	64	65	45	51	52	51	50	45	35	28
真美ケ丘第一小＋第二小	小学1年	112	97	110	106	103	100	93	77	66	62
真美ケ丘第一小＋第二小	小学2年	105	110	112	109	103	102	96	81	68	62
真美ケ丘第一小＋第二小	小学3年	125	100	110	112	104	103	99	84	70	63
真美ケ丘第一小＋第二小	小学4年	116	105	111	113	104	104	100	87	72	64
真美ケ丘第一小＋第二小	小学5年	111	114	84	115	106	104	102	90	75	66
真美ケ丘第一小＋第二小	小学6年	129	115	96	114	109	103	102	92	77	67
真美ケ丘中	中学1年	113	86	87	93	90	85	83	77	65	55
真美ケ丘中	中学2年	104	101	78	91	91	87	82	78	67	57
真美ケ丘中	中学3年	110	93	82	90	91	88	81	78	68	57
学校別集計	真美ケ丘第一小	358	316	346	362	324	315	303	271	244	226
	真美ケ丘第二小	340	324	277	307	306	301	289	240	185	159
	真美ケ丘第一小＋第二小	698	641	623	669	630	617	593	511	429	385
	真美ケ丘中	327	281	247	273	273	260	246	233	201	169

上記の推計結果から、2046 年の真美ケ丘中学校区の児童・生徒数（普通学級）を以下のとおりとします。

2046 年の真美ケ丘中学校区の児童・生徒数（普通学級）
真美ケ丘第一小学校：315 人
真美ケ丘第二小学校：301 人
真美ケ丘中学校　　：260 人

また、１学級の人数を 35 人とした場合の、普通学級数は以下のとおりです。

表３－４　35 人学級を前提とした普通学級数の推計結果

		2024	2029	2034	2039	2044	2046	2049	2054	2059	2064
真美ケ丘第一小	小学1年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
真美ケ丘第一小	小学2年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
真美ケ丘第一小	小学3年	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
真美ケ丘第一小	小学4年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
真美ケ丘第一小	小学5年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
真美ケ丘第一小	小学6年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
真美ケ丘第二小	小学1年	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
真美ケ丘第二小	小学2年	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
真美ケ丘第二小	小学3年	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
真美ケ丘第二小	小学4年	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
真美ケ丘第二小	小学5年	2	2	1	2	2	2	2	2	1	1
真美ケ丘第二小	小学6年	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
真美ケ丘第一小＋第二小	小学1年	4	3	4	4	3	3	3	3	2	2
真美ケ丘第一小＋第二小	小学2年	3	4	4	4	3	3	3	3	2	2
真美ケ丘第一小＋第二小	小学3年	4	3	4	4	3	3	3	3	3	2
真美ケ丘第一小＋第二小	小学4年	4	4	4	4	3	3	3	3	3	2
真美ケ丘第一小＋第二小	小学5年	4	4	3	4	4	3	3	3	3	2
真美ケ丘第一小＋第二小	小学6年	4	4	3	4	4	3	3	3	3	2
真美ケ丘中	中学1年	4	3	3	3	3	3	3	3	2	2
真美ケ丘中	中学2年	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
真美ケ丘中	中学3年	4	3	3	3	3	3	3	3	2	2
普通学級数	真美ケ丘第一小	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	真美ケ丘第二小	12	12	11	12	12	12	12	11	6	6
	真美ケ丘第一小＋第二小	23	22	22	24	20	18	18	18	16	12
	真美ケ丘中	11	9	9	9	9	9	9	9	6	6

上記の推計結果から、2046 年に統合した場合の真美ケ丘中学校区の小学校、中学校の学級数（普通学級）を以下のとおりとします。

2046 年の真美ケ丘中学校区の学級数（普通学級）
小学校：18 学級、　中学校：９学級

（３）　学校施設の適正規模・適正配置

①　適正規模

１）児童・生徒数と学級数

広陵町における 2046 年の児童・生徒数及び学級数は、推計結果に基づき以下のとおりとします。

表３－５　児童・生徒数と学級数

区分	児童・生徒数 (2046 年推計値)	学級数	(参考) 1 学級当たりの 児童・生徒数
小学校	６１６人	１８学級	３４人
中学校	２６０人	９学級	２９人

２）施設面積の算定基準

学校規模については、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」における、学級数に応じた必要面積、児童・生徒一人当たりの基準面積を基に算出します。

（参考）「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）」における必要面積の目安

＜校舎の面積＞

―学級数に応ずる校舎必要面積―

学級数（特別支援学級を除く。）	面積の計算方法
１学級及び２学級	769＋279（N―１）
３学級から５学級まで	1,326＋381（N―３）
６学級から 11 学級まで	2,468＋236（N―６）
12 学級から 17 学級まで	3,881＋187（N―12）
18 学級以上	5,000＋173（N―18）

＜屋内運動場＞

―学級数に応ずる屋内運動場必要面積―

学級数（特別支援学級を含む）	面積
１学級～１０学級	894
１１学級～１５学級	919
１６学級以上	1,215

※温暖地を適用

注）１ N・・・・・学級数（特別支援学級を除く）

２ 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級 1 学級につき 168 ㎡を加えた面積とする。

３ 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む）に応ずる必要面積に 1.108 を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む）を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む）に応ずる必要面積に 1.180 を乗じて得た面積とする

３）文部科学省基準による施設規模の算定

※小学校及び中学校を分けて算出した場合

(a) 小学校

児童数	2046 年の見込み（推計結果）	６１６人
学級数（N）		１８学級
特別支援学級		６学級
学級数（計）	１８学級＋６学級	２４学級

1） 校舎（学級数に対する校舎必要面積）		
・普通教室	5,000＋173（N-18）＝5,000＋173×（18-18）	=５，０００㎡
・特別支援学級	168 ㎡×６学級	=１，００８㎡
計	5,000 ㎡＋1,008 ㎡	=６，００８㎡
2） 校舎必要面積（多目的スペース及び少人数教室を加算）		
	6,008 ㎡ × 1.180	=７，０８９㎡（ｉ）
3） 屋内運動場		
	学級数(24 学級)に応じた必要面積	=１，２１５㎡（ii）
合計（ｉ＋ii）	7,089 ㎡＋1,215 ㎡	=８，３０４㎡（iii）

(b) 中学校

生徒数	2046 年の見込み（推計結果）	２６０人
学級数（N）		９学級
特別支援学級		２学級
学級数（計）	９学級＋２学級	１１学級

１）校舎（学級数に対する校舎必要面積）		
・普通教室	2,468＋236（N-6）＝2,468＋236×（9-6）	=３，１７６㎡
・特別支援学級	168 ㎡×２学級	=３３６㎡
計	3,176 ㎡＋336 ㎡	=３，５１２㎡
２）校舎必要面積（多目的スペース及び少人数教室を加算）		
	3,512 ㎡ × 1.180	=４，１４４㎡（iv）
３）屋内運動場		
	学級数(11 学級)に応じた必要面積	=９１９㎡（ｖ）
合計（iv＋ｖ）	4,144 ㎡＋919 ㎡	=５，０６３㎡（vi）

(c) 小学校＋中学校

算定結果から、真美ケ丘中学校区における小・中学校規模はおおむね 13,400 ㎡となります。

学校規模（iii＋vi）	8,304 ㎡＋5,063 ㎡	= １３，３６７㎡

※小学校及び中学校を合わせて算出した場合

(d) 小・中学校

児童・生徒数	2046 年の見込み（推計結果）	８７６人
学級数（N）		２７学級
特別支援学級		８学級
学級数（計）	２７学級＋８学級	３５学級

1） 校舎（学級数に対する校舎必要面積）		
・普通教室	5,000＋173（N-18）＝5,000＋173×（27-18）	=6，５５７㎡
・特別支援学級	168 ㎡×８学級	=1，３４４㎡
計	6,557 ㎡＋1,344 ㎡	=7，９０１㎡
2） 校舎必要面積（多目的スペース及び少人数教室を加算）		
	7,901 ㎡ × 1.180	=9，３２３㎡（ｉ）
3） 屋内運動場（小学校・中学校供用の場合）		
小・中学校	学級数(35 学級)に応じた必要面積	=1，２１５㎡（ii）
屋内運動場（小学校・中学校独立の場合）		
小学校	学級数(24 学級)に応じた必要面積	=1，２１５㎡
中学校	学級数(11 学級)に応じた必要面積	=９１９㎡

算定結果から、真美ケ丘中学校区における小・中学校規模は、屋内運動場を共用とした場合は概ね 10,000 ㎡、独立させた場合はおおむね 11,000 ㎡となります。

屋内運動場供用	9,323 ㎡＋1,215 ㎡	= １０，５３８㎡
屋内運動場独立	9,323 ㎡＋1,215 ㎡＋919 ㎡	= １１，４５７㎡

これまでの算定結果を整理すると下表のとおりとなります。

表３－６　算定結果のまとめ

算定方法	校舎（㎡）		屋内運動場（㎡）		総床面積（㎡）
	小学校	中学校	小学校	中学校	
個別型	７，０８９	４，１４４	１，２１５	９１９	１３，３６７
一体型 1)	９，３２３		１，２１５		１０，５３８
一体型 2)	９，３２３		１，２１５	９１９	１１，４５７

※　算定方法が個別型の場合は、小、中学校をそれぞれ個別に算定、一体型の場合は小、中学校をまとめて算定している。

※　一体で算定の 1)は小、中学校の屋内運動場は供用施設、2)については、小、中学校の屋内運動場は個別施設としている。

４）こども園・放課後子ども育成教室の規模算定

(a) １人当たりの基準面積

施設名	室名	１人当たりの基準面積（㎡）
こども園	乳児室（０歳児）	１．６５
	ほふく室（１歳児）	３．３０
	保育室（２～５歳児）	１．９８
	遊戯室（２～５歳児）	１．９８
放課後子ども育成教室	（専用区画）	１．６５

(b) 施設別利用者区分別の想定利用者数の設定

施設名	利用者区分	想定人口（人）	想定利用者数の算出根拠
こども園	０歳児	２４．５	校区推計人口の 28.9%
	１歳児	５２．４	校区推計人口の 58.3%
	２歳児	５５．４	校区推計人口の 58.3%
	３～５歳児	２９８．４	校区推計人口の 95.8%
放課後子ども育成教室	１年生	６４．９	校区の小学生児童数の 59.5%
	２年生	５６．３	校区の小学生児童数の 51.3%
	３年生	４９．９	校区の小学生児童数の 45.2%
	４年生	３６．６	校区の小学生児童数の 33.1%
	５年生	１７．９	校区の小学生児童数の 15.9%
	６年生	１０．８	校区の小学生児童数の 9.4%

(c) 算定結果

(a)及び(b)に示した条件に基づいた算定結果は下表のとおりとなり、こども園と放課後子ども育成教室の必要面積はおおむね 1,300 ㎡（1,303.2 ㎡）となります。

施設名	室名称	利用人数（人）	１人当たりの基準面積(人/㎡)	必要面積（㎡）
こども園	乳児室	２５	１．６５	４１．３
	ほふく室	５２	３．３０	１７１．６
	保育室	３５４	１．９８	７００．９
	遊戯室	３５４	１．９８	７００．９
計（遊戯室が保育室を兼ねる場合）				９１３．８

※　「必要面積」については、小数点第２は四捨五入

施設名	利用人数（人）	１人当たりの基準面積(人/㎡)	必要面積（㎡）
放課後子ども育成教室	２３６	１．６５	３８９．４

※　「必要面積」については、小数点第２位以下は四捨五入

５）諸室規模検討にあたっての留意事項

（a）これまでの学習空間における課題認識

施設面積については、国の基準にもとづいて算定しますが、これからの学校教育においては従来の学習空間を前提としたものではなく、児童・生徒や教員にとってより安全・安心で快適な空間形成が求められます。また、地域住民の利用を想定することも必要になります。

国立教育政策研究所文教施設研究センターが公表した「創造的な学習空間の創出に関する調査研究」報告書（令和５年６月）では、これまでの学習空間における課題認識を以下のとおり取りまとめています。

表３－７　これまでの学習空間における課題認識

学習空間	課題認識
(１)普通教室と多目的スペース	○　文部科学省の調査（※１）によれば、公立小中学校の普通教室の平均面積は 64 ㎡であり、全体の 69%の教室が 65 ㎡未満となっている。また、普通教室には子どもたちの荷物収納ロッカーや掃除用具入れ、配膳台等が置いてあるなど日常的な生活機能も有している。一方、これらが一定の面積を占め、また壁面の活用を損なうなど、教室内の自由な学習活動に制約となっているという指摘もみられる。 ○　新しい時代の学びにおいては、これまでの一斉伝達型の学習からアクティブ・ラーニング（※２）を主軸とした学習形態へと変化していく中、多様な学習形態に対応した自由で柔軟な学習空間が求められる。 ○　従来の普通教室は、一斉伝達による授業を基本とした学習空間であり、多様な学習形態に対応した学習空間として様々な課題がみられる。 ・　グループワークなどの協働的な学びを実施するための学習空間としての広さが十分確保できない。 ・　ＧＩＧＡスクール構想の実現のためには、１人１台端末環境に対応した教室用机や大型提示装置、教員用端末などの整備が必要であることから、従来の普通教室では、学級規模にもよるが学習空間として広さが十分確保できない。 ・　普通教室で使用している教室用机は、小学校、中学校ともに、600㎜×400㎜（旧 JIS 規格）と、650㎜×450㎜（新 JIS 規格（汎用サイズ））が約 50%ずつである。１人１台端末環境では、旧 JIS 規格の机において約 80%の学校で支障を感じているとの報告（※３）もあり、１人１台端末環境を前提とした机の導入も課題となる。

	※１：文部科学省文教施設企画防災部学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（最終報告）（令和４年３月）」参考資料［教室の規模］より ※２：これまでの、教員による一方的な講義形式の授業ではなく、生徒が自ら学ぼうとするアクティブ（能動的）な学び方。「主体的、対話的で深い学習」とも呼ばれる学習スタイル。 ※３：同参考資料［教室用机の状況］より ○　感染症対策においては、最低１ｍの身体的距離を確保することも課題とされます。普通教室を学習空間として捉え直すとすると、教室全体を多様な学習形態に対応するための学習空間づくりにおいて、生活機能を有する「児童生徒用ロッカー」や「掃除用具入れ」などの、直接学習に関係のないものをどのように配置するかも重要な課題である。 ○　多目的スペースを有する学校においては、様々な要因から普通教室と一体的な学習空間として有効に活用できていないという問題も指摘されている。
（２）特別教室・共通学習諸室	○　特別教室では、これまで教科・科目専門と捉えられ、稼働率が低い例が見られる。また、教科横断的な学習に対応する教室の在り方が課題と考えられる。 ○　学校図書館では、ICT 活用が日常的になる中、これまでの「読む」「調べる」が１人１台端末により行われることが想定されるため、これからの学校図書館の役割を捉え直すことが必要となることから、書籍とデジタルを融合させた空間づくりが課題となる。
（３）教職員スペース	○　教職員スペースは、これまで大部屋型の中央職員室が主流となっている。働き方改革の観点も含め、集中して仕事ができる環境、相談・打合せ・教材製作スペース、休息・リラックススペース、ICT 環境の整備等が課題となっている。
（４）新型コロナウイルス感染症に対応した学習空間	○　「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ２メートル（最低１メートル）空けることが推奨されている。学校は密閉、密集、密接の「３つの密」となりやすく、可能な限り身体的距離を確保することが重要とされている。感染レベルに応じた身体的距離を確保するための普通教室の広さ、余裕空間の確保が課題になっている。 ○　一方、オンライン授業、遠隔授業が実施される中、ICT 環境の充実に加え、オンライン用の教材準備、双方向配信するための設備等のスペース確保も課題である。

（出典）「創造的な学習空間の創出に関する調査研究」報告書（令和５年６月）
https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/r05/r0506-01_kenkyuhonbun.pdf

(b) 諸室規模の検討における配慮事項

必要な諸室規模の検討にあたっては、先の「これまでの学習空間における課題認識」を踏まえ、児童・生徒及び教員の学習空間に対するウェルビーイングの向上と導入機能を最大限活用することのできる空間構成とします。

表３－８　施設規模検討における配慮事項

空間構成	施設規模を検討する際の配慮事項
１．変化に対応する柔軟性・可変性のある空間の確保	○　普通教室等については、ICT を活用した授業を想定した広さとする。普通教室については、今まで一般的な普通教室のおおよその広さを 64 ㎡と想定していたが、情報端末を活用した多様な活動を展開するためには、空間的な余裕がない状況が発生しており、1 人 1 台端末利用を想定して机の大きさの規格も更新（※）されている。 ※　旧 JIS 規格の机（幅 600 mm×奥行 400 mm）→新 JIS 規格の机（幅 650 mm×奥行 450 mm等）従来の約 1.2 倍。 ○　普通教室は多目的スペースとともに計画し、教室の枠を超えた授業ができる広さとする。
２．多様な学習活動のできる学習空間の確保	○　普通教室に接続する多目的スペースについては、授業のワークスペースの拡張や学年単位での活動を行うことができる広さとする。 ○　多目的スペースについては、ティームティーチング（複数の教員が協力して授業や指導を行う教育方法）による学習、個別学習、グループ学習、複数学年による学習等の活動、児童・生徒の学習成果の発表などに対応した広さとする。 ○　学級単位の多様な学習活動だけではなく、学年単位の活動または生活指導を充実させるために必要な広さとする。
３．効率的･効果的な執務空間の確保	○　小中一貫教育を円滑に推進するために、職員室は小学校と中学校それぞれの会議と合同の会議ができ、 打合せのできる十分な広さとする。 ○　リフレッシュや休憩、教職員同士の情報交換ができるラウンジ等のスペースを職員室内、若しくは近くに整備する計画とする。 ○　少人数指導用教室や職員コーナーの整備。職員コーナーは、作業や子どもの教材の仮置きなどのほか、学年の打合せなどにもできる広さとする。 ○　学年や教科を超えた学習や外部人材による活動、小中連携、教科担任制等の取組みを進めるための打合せや研修、授業の準備や教材の製作ができるスペースを計画する。

■学校における身体的距離の確保（教室の規模）

- 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新JIS規格）、情報端末の充電保管庫等の整備や遠隔会議システムの導入等、「1人1台端末」や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境の整備を図ることが必要である。
- その上で、最低1mの身体的距離を確保する場合の座席配置の例は以下のとおりとなっている。

64㎡、35人学級

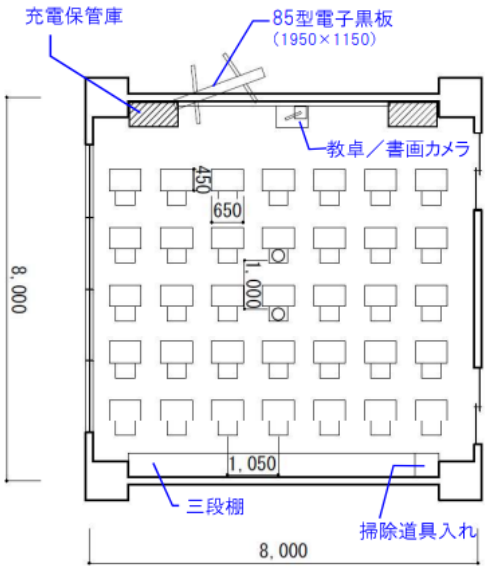

64㎡、40人学級

（出典）https://www.mext.go.jp/content/20210419-mxt_sisetuki-000014104_4.pdf

■【事例】茨城県結城市（結城南中学校区新設校基本構想・基本計画）

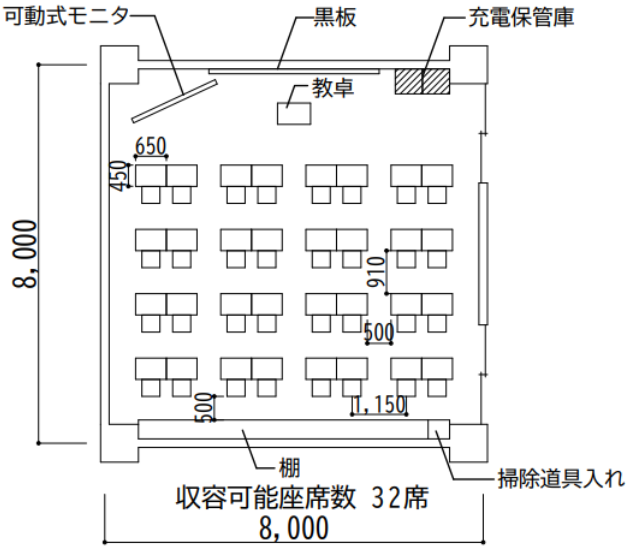

一般的な広さ（64 ㎡）の普通教室レイアウト

新 JIS 規格の机のレイアウトでは
35 席の収容が困難

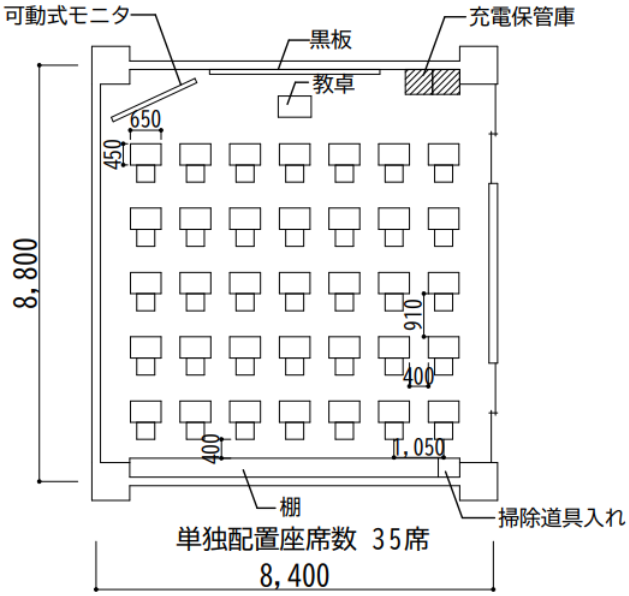

広さ（約 74 ㎡）の普通教室レイアウト

新 JIS 規格の机で単独席 35 席の
レイアウトが可能

（c）地域に開かれた学校施設（以下追加）

近年、急激な社会環境の変化にともない、学校と地域の在り方にも大きな変化が見られます。

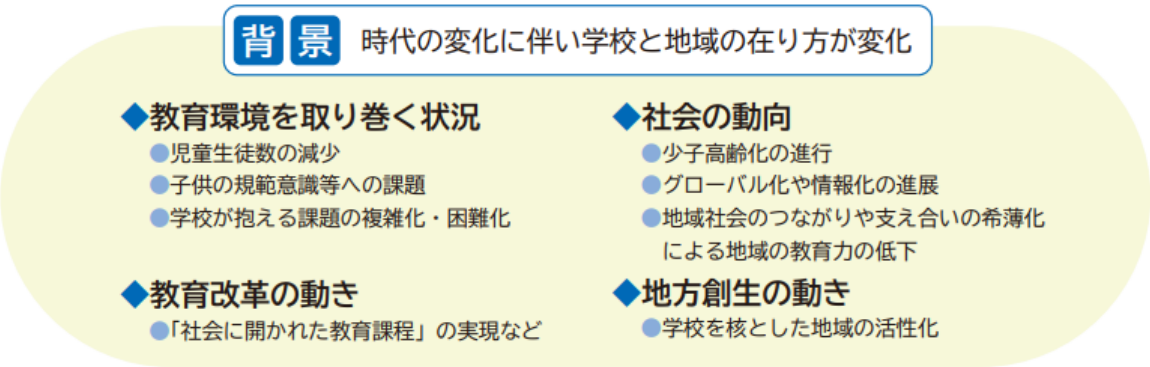

（出典）「これからの学校と地域」（文部科学省）

地域住民の価値観やライフスタイルの多様化は、地域社会における住民相互のコミュニティの稀薄化につながり、ひいては「広陵町教育大綱」（令和４年３月）に掲げた基本施策の一つである「社会の変化に対応し、地域社会とともにつながる環境づくり」の実現に大きな影響を及ぼすことになります。

学校施設においては、前項で示した「児童・生徒」や「教職員」に加え、地域住民との関わりに配慮した施設整備を進めることが必要であり、特に、学校施設は災害時における避難所の役割に限らず、地域住民のコミュニティ等の重要な拠点となり得ることを前提とした取り組みが必要です。

（写真左）地域に開放された図書室　（写真右）災害時には避難所として利用される体育館
いずれも、安平町立早来学園（北海道安平町）

（出典）学校施設整備のためのプラットフォーム（文部科学省）
（https://www.mext.go.jp/co-sha/idea.html）

② 適正配置

1）通学距離・通学時間の標準

学校の適正配置にあたっては、現状の児童・生徒の通学条件（通学距離、通学時間）を考慮することが必要ですが、国の基準（「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）」）を本町における標準とします。

適正配置の考え方について（国の基準）

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抜粋）
（適正な学校規模の条件）
第４条 法第３条第１項第４号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。
① （略）
② 通学距離が、小学校にあってはおおむね４キロメートル以内、中学校にあってはおおむね６キロメートル以内であること。

○ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（抜粋）
適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね１時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童・生徒の実態に応じて１時間以上や１時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

広陵町の基準

通学距離	小学校	おおむね４ｋｍ以内
	中学校	おおむね６ｋｍ以内
通学時間	おおむね１時間以内	

2）適正配置の検討における留意事項

真美ヶ丘地区において、新たに義務教育学校が整備されることにより、真美ケ丘第一小学校と真美ケ丘第二小学校が統合された場合、現在両校に通学する低学年と高学年の通学環境の変化を検証した結果、次の様な検証結果が得られました。

○ 小学校低学年については、徒歩 30 分以上を要する児童が急増し、特に徒歩 40 分以上かかる児童の増加が顕著になる。

○ 小学校高学年については、従来と比べて徒歩 20 分以上を要する児童の割合が高まる。

検証条件

起点	馬見北・馬見中・馬見南・みささぎ台地区 ※上記地区を 100m 間隔で分割し起点を設定
終点	真美ケ丘中学校（新設校整備候補地）
歩行速度	低学年…3km/時間、高学年…4km/時間

通学先が新設校に変わった場合、低学年と高学年それぞれの通学時間の増減は下図に示す分布の様になり、真美ケ丘第一小学校区では通学時間が 20 分以上増加する地域が大半を占めることになるため、真美ケ丘第二小学校区との通学時間差のバランスを緩和出来るよう検討（例えば、スクールバスの導入検討等）が必要になります。

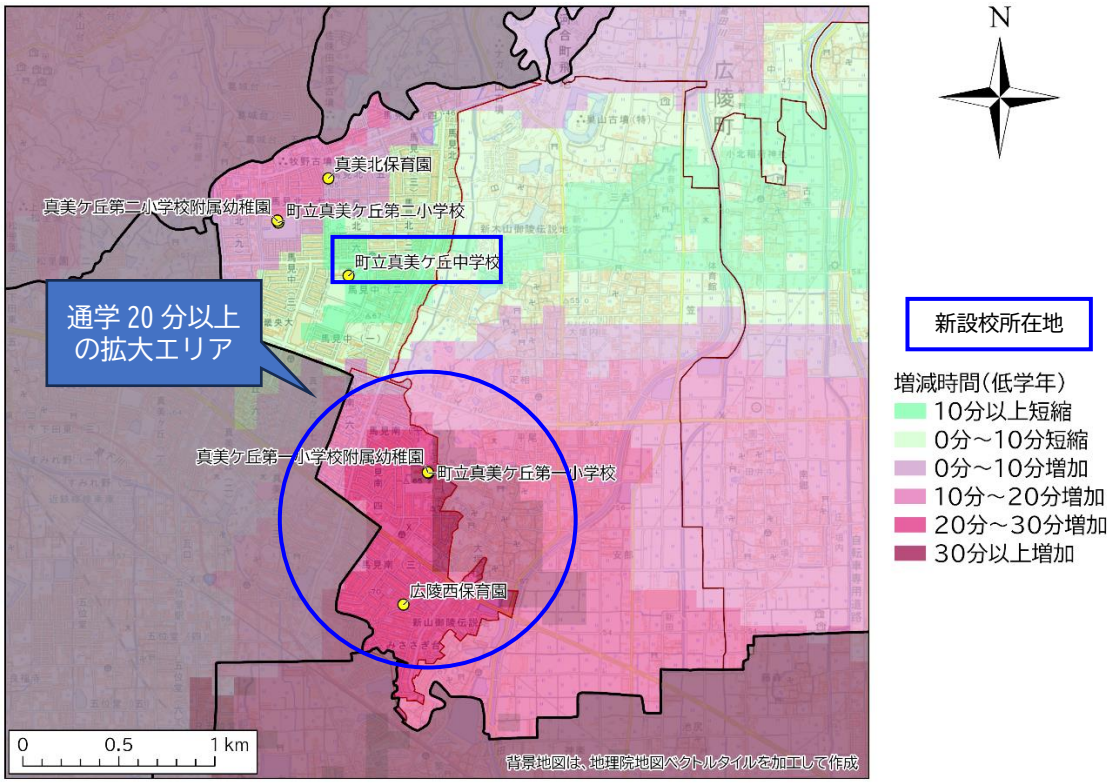

図３－３　通学環境の変化（低学年）

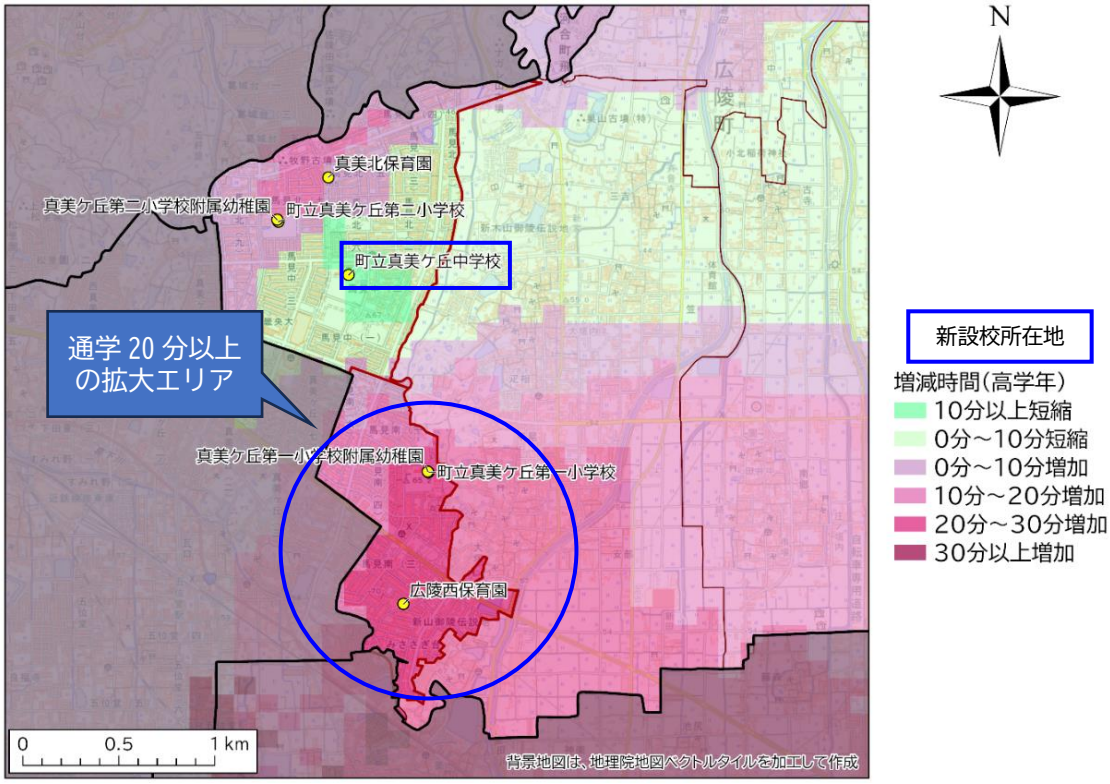

図３－４　通学環境の変化（高学年）

【トピック】自動走行バスの導入事例

○　自動走行スクールバスの導入[埼玉工業大学]

埼玉工業大学は、民間事業者（深谷観光バス株式会社：埼玉県深谷市）の協力により、大学で開発した大型自動運転バス（全長９ｍ、レインボーⅡ）をスクールバスとして運行しています。運行区間は、大学と最寄り駅（ＪＲ高崎線「岡部駅」）間の約 1.6km の公道を、一般車両と混在して法定速度内において自動運転（レベル２※）で運行します。

※　自動運転レベル２は「部分運転自動化」で、一定条件下でアクセルやブレーキといった自動車の縦方向の制御と、ハンドルによる横方向の制御の両方を支援する。レベル２までは運転手がシステムを常に監督する必要があり、自動運転の主体は「人」ということになる。

乗車時の様子

社内モニター

（https://saikocar.sit.ac.jp/）

○　自動走行コミュニティバスの導入[茨城県境町]

境町では、大手キャリア事業者等（ソフトバンク株式会社の子会社である BOLDLY 株式会社及び株式会社マクニカ）の協力のもと、自動運転バスを３台（オペレーター除く乗客定員 10 人）導入し、生活路線バスとして定時(7:40～16:00)・定路線(17 停留所)での運行を令和２年 11 月 26 日から開始。自治体が自動運転バスを公道で定常運行するのは、国内で初めてです。

（https://www.town.ibaraki-sakai.lg.jp/page/page002440.html）

４．　施設整備に係る基本方針の立案

（１）　導入する教育形態

「真美ケ丘中学校区」のある真美ヶ丘地区は、大阪都市圏のベッドタウンとして町の人口増加を支えてきた地域ですが、第２次広陵町人口ビジョンに示された推計結果によると、将来的には地区全体の人口は減少していくものと推測されています。

また、児童・生徒数も減少傾向にあり、「３．学校施設の規模・配置の検討」で示した児童・生徒数の推計結果によると、2024 年から 2046 年の減少率は、広陵中学校区の 27.2%に対し、真美ケ丘中学校区は 46.2%となっています。特に、真美ケ丘第二小学校（53.3%）と真美ケ丘中学校（48.2%）の児童・生徒数の減少率は他の学校に比べ著しく高くなっています。

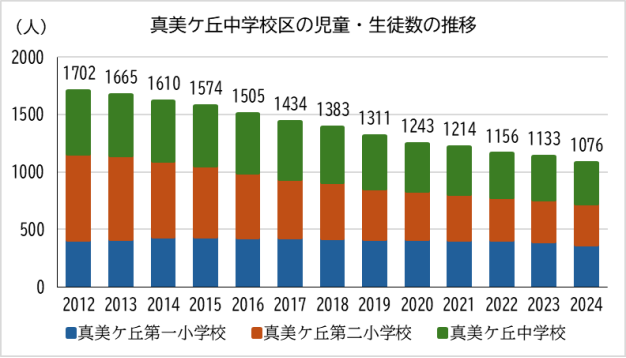

図４－１　真美ケ丘中学校区の児童・生徒数の推移

この様な状況を踏まえると、真美ヶ丘地区において今後の学校施設を考える上では、「児童・生徒数の減少傾向」を考慮する必要があり、小・中学校の適正規模を維持する上では、将来的には学校の統廃合は避けられない状況にあるものの、従来の様な２つの学校を１つに統合するといった「量的視点」に立った学校教育施設の再編ではなく、「広陵町教育振興基本計画」や「第５次広陵町総合計画」に位置付けられている「就学前教育と小学校教育との連携、小学校教育と中学校教育との連携」を図ることのできる教育形態を導入することが、本町のめざす教育の実現に大きく寄与するものと考えられます。

幼保～小学校（低学年）～小学校（高学年）～中学校にわたる幼児教育・義務教育課程においては、それぞれの移行期における環境変化に伴い、子どもたちは精神的負担をはじめとする様々な影響を受けています。

以上のことから、真美ヶ丘地区における学校施設の再編にあたっては、幼保から小学校、小学校低学年から中・高学年、小学校から中学校への接続期・移行期における円滑な連携を目標とし、幼児教育から小学校と中学校の義務教育の一貫した独自教育プログラムの導入による「積極的統廃合（再編）」を推進することとします。

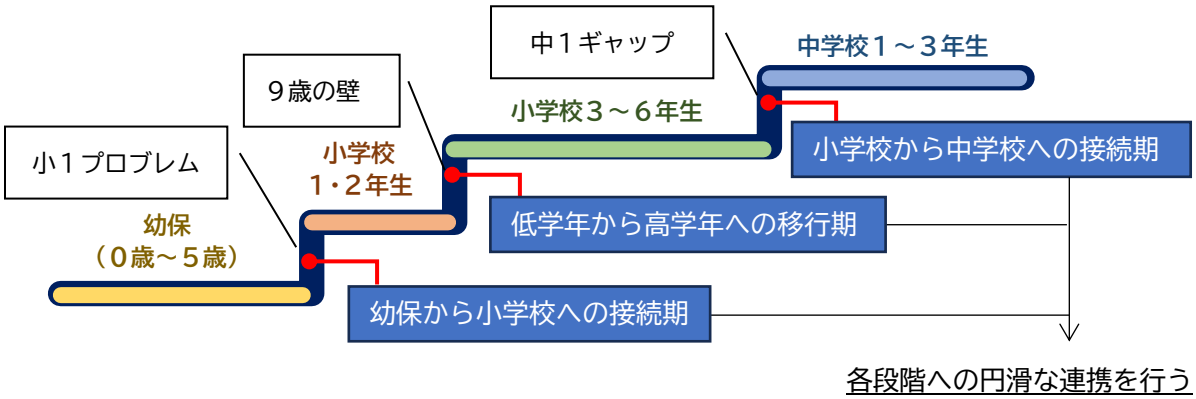

・「小１プロブレム」とは、幼稚園や保育園から小学校にあがった際、子どもたちが小学校での授業や生活に馴染めず、問題行動を継続的に起こしてしまうこと。精神的な幼さから小学校での集団行動がとれず、その混乱を解消できないまま、教員の話を聞かない、指示に従わない、一定時間を静かに過ごすことができない状態に陥り、授業中かってに歩き回る、教室から出て行ってしまうなどの行動がみられる。
・「９歳の壁」とは、小学校高学年の時期に迎えるつまずきのこと。幼児期を離れ、物事をある程度対象化して認識することができるようになり、自分のことも客観的にとらえられるようになります。また、身体も大きく成長し、自己肯定感を持ちはじめる時期ですが、反面、発達の個人差も大きく見られることから、自己に対する肯定的な意識を持てず、劣等感を持ちやすくなる時期でもある。
・「中１ギャップ」とは、小学校から中学校へ進学したときに、新しい環境や生活スタイルに適応できずに、授業や人間関係につまずく現象。中１ギャップを引き起こす原因としては、小学生の頃には無い、または稀薄である先輩・後輩という関係の出現、小学校に比べたいじめの激化、異なった小学校から集まった人間同士での人間関係の再編成、小学校からの勉強の難易度の上昇などがある。

（２）　積極的統廃合（再編）に向けた取組み

積極的統廃合（再編）にあたっては、「教育環境」及び「公共施設マネジメント」の２視点に配慮します。

①　教育環境的視点

○　将来に向けた学級数の適正規模の維持
○　幼保・小・中を通じた魅力ある独自の教育プログラムの構築
○　放課後の過ごし方も考慮した機能の導入
○　塾・習い事などの「民間教育」も視野に入れた「公民連携型地域教育環境」の整備

②　公共施設マネジメント的視点

○　学校施設の老朽化対応
○　児童・生徒の在籍状況に応じた施設規模の検討
○　学校施設の地域開放
○　学校跡地の有効活用

５．　基本構想の検討

（１）　基本構想検討の考え方

「３．学校施設の規模・配置の検討」で示した児童・生徒数及び普通教室の推計結果をみると、早急な統廃合（再編）の必要性は低いと思われることから、「真美ケ丘中学校区全体としての学校のあり方」を前提とした統廃合（再編）の前に、これからの学校教育における教室や特別教室、職員室をはじめとする諸室のあり方や導入すべき機能、地域住民の利用を前提とした学校施設のあり方などを優先的に検討することが必要であると思われます。

よって、本基本構想においては、真美ケ丘中学校区のめざす学校教育の目標や理念、新たな学校教育における学校施設の在り方、導入すべき機能等の方向性や配慮事項等に視点を置いた検討を行います。

なお、将来的には、真美ケ丘第一小学校、真美ケ丘第二小学校、真美ケ丘中学校の３校による統廃合（再編）が大前提となりますが、学校の再編を考えた場合の選択肢としては、例えば、「まずは真美ケ丘第二小学校を義務教育学校化する」、「当面は小学校（低学年）を分離する」、「周辺の公共施設を取り込むことにより学校の開放を図る」、「再編に伴って生じた跡地利用の有効活用を合わせて検討する」など、いくつかの選択肢が考えられ、各選択肢に応じた検討項目や課題への対応が必要となることから、それらの内容が明らかになった段階で、改めて別途期間を設けて具体的な検討を行うこととします。

（２）　基本理念・基本方針

①　真美ケ丘中学校区（地区）のめざす学校教育の目標

真美ケ丘中学校区に立地する小・中学校の教育目標等は以下に示すとおりです。

学校名	教育目標等
真美ケ丘第一小学校	【校訓】実現力 • できないことができるようになる。 • できることをもっと上手にできるようにする。 • できることを増やす。 【学校教育目標】 創造的な知性、響き合う感性、たくましい体力を身に付け、互いに協力し、磨き合う心を培い、生命を大切にする人間性豊かな児童を育成する。 【具体目標】 • 自ら学び、自ら考える力を育て、創造的な能力を養う。 • 生命を尊び、自然を愛し、美しいものや崇高なものに感動する豊かな心を育てる。 • たくましい心身で自律的に生きる強い意志力を育てる。 • 体験的な学習を重んじ、実践的態度と責任感を育てる。 • 互いの違いを認め、尊重しあう態度を育てる。 【めざす学校像】

	• 笑顔・元気・活力のある学校 • 知・徳・体の調和のとれた児童を育成する学校 • 児童・保護者・地域から信頼される学校 【めざす児童像】（ひまわりっ子） • よく考える子 • なかよく助け合う子 • がまん強くやりぬく子 • 元気で明るい子 【めざす教職員像】 • 児童の心に寄り添う豊かな人間性を備えた教職員 • 児童とともに活動し、児童の模範となる教職員 • 教育に対する使命感と誇りをもつ教職員 • 自ら学び続け、確かな指導力をもつ教職員 • 保護者・地域の思いや願いを大切にする教職員
真美ケ丘第二小学校	【学校教育目標】 「感動」のある教育活動を展開し、豊かな心を育み、「生きる力」の育成を図る。-確かな学力・豊かな人間性・ふるさと教育- 【めざす学校像】 • 児童の「思い」や「願い」に応える学校 • 優しさ、思いやり、笑顔あふれる学校 • 家庭・地域との協働で信頼される学校 【めざす児童像】 • 自ら考え、行動できる子 ・ 主体的に仲間と学び合い、深く考える子 ・ 読書の楽しさを知り、読書活動を充実させる子 ・ 自分の意見を積極的に発表し、学習活動に生かせる子 • ふれあいの良さに気付く子 ・ 進んで気持ちの良い挨拶をする子 ・ 一生懸命にそうじができる子 ・ 友達の思いを受け止めることができる子 • 未来の社会を創造する子 ・ 地域への愛着と誇りがもてる子 ・ ふるさとの魅力を積極的に発信できる子 ・ 地域の人たちと連携しながら活動できる子 【めざす教員像】 • 豊かな人間性をそなえた信頼される教員 • すべての児童の思いを受け止め、児童の可能性や力を引き出し伸ばす教員 • 教育に対する信念と情熱をもち、学び続ける魅力ある教員

真美ケ丘中学校	創立は昭和６１年で、真美ケ丘ニュータウンの開発に伴ってできた学校であり、「学び鍛える人たれ」、「明るく優しき人たれ」、「耐え忍べる人たれ」をスローガンに、知・徳・体の調和のとれた人間、社会に貢献できる人間の育成を目指している。 【校訓】 • 学び鍛える人たれ • 明るく優しき人たれ • 耐え忍べる人たれ 【めざす生徒像】 • 基礎・基本を定着させ、自ら学び考えて行動できる生徒（確かな学力） • 勤労と責任を重んじ、礼儀正しく社会参画できる生徒（豊かな心） • 明るく元気でたくましく心身を鍛える生徒（たくましい心身）

※ 真美ケ丘第一小学校（https://sites.google.com/view/mamigaokal/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0）
※ 真美ケ丘第二小学校（https://m-ami-2.com/）
※ 真美ケ丘中学校　（asm.ne.jp/~mami-jhs/）

② 基本理念

「第４期教育振興基本計画」（令和６年５月閣議決定）」には、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の２つのコンセプトが掲げられています。

この「ウェルビーイング」とは、多様な個人が幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く地域・社会が幸せや豊かさを感じられるといった包括的な概念であり、これを向上させるためには、重要な要素である「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現」等を、教育を通じて調和的・一体的に育むことや「学力や学習環境」、「家庭環境」、「地域とのつながり」などの環境整備の施策を講じていくことが重要であるとしています 。

（出典）第４期教育振興計画リーフレット（文部科学省）

本基本構想では、広陵町教育大綱に掲げられた教育理念「輝く未来のために ともに学びつながり合う いい人づくり」と真美ケ丘中学校区に立地する小・中学校の教育目標等を踏まえ、真美ケ丘中学校区における学校教育の基本理念を以下のとおり設定します。

「子どもたち」・「教員」・「家庭と地域」で創る学びの環境
３つの主体におけるウェルビーイングの実現

③　学校づくりの目標と基本方針

基本理念を踏まえ、学校施設の整備に係る学校づくりの目標と基本方針を以下のとおりとします。

【目標１】柔軟で創造的な学習環境の実現
○　児童・生徒の主体的な活動を支援する学校づくり
○　新たに求められる教育環境に適応した学校づくり
（令和の日本型学校教育のスタンダード※）
○　学校施設としての機能向上をめざす学校づくり
【目標２】執務環境としてふさわしい機能の確保
○　教員の働きやすい学校づくり
【目標３】地域コミュニティの拠点形成
○　児童・生徒・地域住民の交流を推進できる学校づくり
【目標４】安全・安心な地域拠点の形成
○　児童・生徒・地域住民の安全・安心を確保できる学校づくり
※ 中央教育審議会答申（令和３（2021）年１月）において、『日本の学校教育は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた「令和の日本型学校教育」をめざす。』としています。

（３）　導入機能の検討

３つの主体（子どもたち・教員・家庭と地域）のウェルビーイング向上のため、導入機能について検討します。

表５－１　主体別の導入機能

主体	目標	導入機能
子どもたち	柔軟で創造的な学習環境の実現	１）多様な授業、学習形態が行える学習空間機能と仕組みづくり ２）ICT・デジタル設備・機器等による学習機能 ３）安全・安心に通学することのできる機能
教員	執務環境としてふさわしい機能の確保	１）効率的･効果的な教育活動のため「場」の整備
家庭と地域	地域コミュニティの拠点形成 安心・安全な地域拠点の形成	１）地域住民等との交流の場としての機能 ２）地域のスポーツ・レクリエーション施設としての機能 ３）避難所機能

真美ケ丘中学校区の学校教育環境（ウェルビーイング）の実現に向けた取組

時期		短期	中期	長期
STEP		現状と課題・ めざすべき教育環境	めざすべき教育環境 実現のための方策	ウェルビーイングの 実現
真美ケ丘中学校区 における学校施設再編 に向けた取組		学校教育環境の 現状と課題 ↓ めざすべき 学校教育環境 ↑ 民間活力の導入 検討	将来導入すべき 教育形態・機能 ↓ 実現に向けた プロセスの検討 ↑ 民間主導プログ ラムの導入検討	柔軟で創造的な 学習環境の実現 執務環境としてふ さわしい機能確保 地域コミュニティ の拠点形成 安全・安心な 地域拠点の形成
子どもたち	多様な授業、学習形態が行える学習空間機能と仕組みづくり	･既存の学校教育施設における学習空間の整備（既存施設の再生） ･民間活力の導入検討	･将来導入すべき学習空間機能の検討 ･民間主導プログラムの導入検討	･検討内容を踏まえた再編計画の検討 ･民間主導プログラムの導入
	ICT・デジタル設備・機器等による学習機能	･ICT 機器等の更新	･ICT による学習環境の向上 ･設備機器の高機能化	･検討内容を踏まえた再編計画の検討
	安全・安心に通学することのできる機能	･通学状況の現状分析 ･通学路の現状把握	･ｽｸｰﾙﾊﾞｽの導入検討 ･徒歩通学の負担軽減策の検討 ･通学路の安全対策	･通学校区の見直し検討
教員	効率的・効果的な教育活動のため「場」の整備	･現在の学校教育施設における「場」の確保(既存施設の再生)	･執務環境としてふさわしい基本的な機能の検討	･検討内容を踏まえた再編計画の検討
家庭と地域	地域住民等との交流の場としての機能	･学校施設の活用検討 ･民間活力の導入検討 ･跡地利用の検討	･多目的・複合的な機能の導入検討 ･ｺﾐｭﾆﾃｨ･ｽｸｰﾙの導入検討	･多目的･複合的機能の導入 ･ｺﾐｭﾆﾃｨ･ｽｸｰﾙの導入
	地域のスポーツ・レクリエーション施設としての機能	･既存施設開放の可能性検討	･施設の地域開放 ･施設設備の高機能化	･施設の地域開放 ･施設設備の高機能化
	避難所機能	･必要な設備の整備 ･防災機能の強化	･必要な設備の整備 ･防災機能の強化	･必要な設備の整備 ･防災機能の強化

① 子どもたち

学校は、全ての子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を養う場であり、子どもたちの豊かな学びと成長を保障する場として最も重要な場であることから、安心して学校生活を送ることのできる環境や多様な学習形態に対応することのできる環境を整備する必要があります。

これまでの学校は、児童・生徒に対して一斉に授業を行う効率性の観点から、同じ大きさの教室と狭い廊下を均質的･画一的に配置した構成で整備されていましたが、令和４年３月、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議が公表した「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」では、“個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現に向け、柔軟で創造的な学習空間の実現”を図ることとしており、多様な授業形態に対応できるよう様々な広さやタイプの学習空間を設ける必要性が高まっていることを指摘しています。

１）多様な授業、学習形態が行える学習空間機能と仕組みづくり

ｉ）変化に対応する柔軟性・可変性のある空間構成

○ 新しい時代の学びは､個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実であり､学校全体を学習に利用するという発想に立ち､デジタル化のための環境整備とあわせ、児童･生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学び･活動の変化に柔軟に対応できる空間にするための創意工夫ある整備を推進する必要があります。

○ 空間の位置づけ等を考慮しつつ､学習空間を適切に組み合わせ、相互の連続性･一体性を確保していくことが重要です。

１人１台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備

ii）多様な学習活動を展開できる学習空間と仕組みづくり

○ 多様な学習・活動に対応する観点から、教室周辺の空間については、教室～ワークスペース～テラスなどがつながり、学習活動に対応して自由に場所を選べる空間を設けるなどの工夫が必要です。

○ 学童や民間主体の放課後の教育サービスプログラム（学習塾・習い事等）導入に向けた民間主導プログラムなどの仕組みづくりの検討が必要です。

iii）多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応

○ 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる上で、多様な学習活動に柔軟に対応できる学習空間の整備が重要であり、多目的スペースを有効に活かすことが重要です。

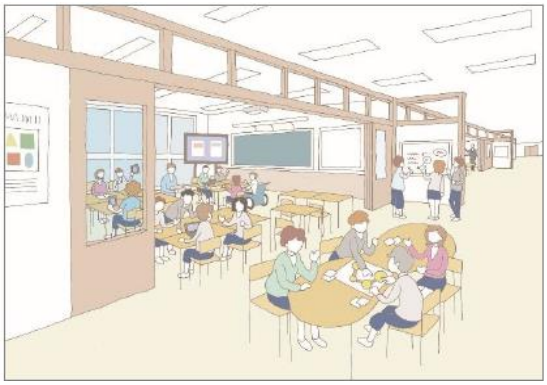

学習活動に柔軟に対応できる
多目的な空間

ロッカースペースの配置を工夫した空間

2）ICT・デジタル設備・機器等による学習機能

○　「令和３年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」（文部科学省）によると、広陵町における「教育用コンピュータ１台当たりの児童・生徒数」や「普通教室の無線 LAN 整備率」は全国平均値、奈良県平均値を上回っており、ICT 環境は確保されていると思われますが、今後は端末等のデジタル機器の更新や ICT を活用した授業の高度化に必要となる機器の追加整備が必要になります。

○　１人１台端末環境は、令和の時代の学校の「スタンダード」となっており、鉛筆やノートのような文房具と並ぶマストアイテムとして、１人１台端末をはじめとする ICT を活用した教育環境を整えることが必要です。

○　「GIGA スクール構想」の実現のためにも、１人１台端末の確保や高速大容量通信ネットワーク環境のほか、それに対応した教室用机や電子黒板などの大型提示装置などの ICT・デジタル設備・機器等による学習機能の整備が求められます。

3）安全・安心に通学（登下校）することのできる機能

○　国で定めた通学基準（時間・距離）を満たさない児童・生徒に対しては、スクールバスの導入、徒歩通学の負担軽減策を検討するなど通学時の利便性や安全・安心な通学のための対策の検討が必要です。

○　また、ブロック塀の倒壊の危険性や自動車交通量の多い通学路、歩道の無い通学路を利用する児童・生徒の安全・安心な通学の確保が必要です。

② 教員

学校施設は児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、教員が働く場でもあるため、授業を行う教室はもとより、職員室や準備室等においても、教員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができるよう、執務環境としてふさわしい基本的な機能を確保し、児童・生徒に対して効果的な教育活動を行うことのできる環境整備に取り組んでいく必要があります。

また、教員が、本来の学校業務に専念できるような仕組みづくりを検討する必要があります。

1）効率的・効果的な教育活動のための「場」の整備

a.　個人作業のための「場」

○　効率的に校務を行うために、個人で集中できる十分なスペースを確保するとともに、リモート会議など、常時 ICT が活用できる環境を確保する必要があります。

○　保護者と児童・生徒のプライバシーに係わる面談や相談（電話による場合も含む）を行うことのできる場を確保する必要があります。

b.　協働作業のための「場」

○　教員間で協働的に教材を作成することや打合せ、情報共有ができる供用スペースを確保する必要があります。

c.　リフレッシュの「場」

○　教職員同士が気軽に談話などによるコミュニケーションを取ったり、リフレッシュすることのできる場を確保する必要があります。

d.　子どもたちとのコミュニケーションの「場」

○　授業外での学習相談や進路相談など、気軽に足を運ぶことができ、児童・生徒たちとのコミュニケーションを取ることのできる場を確保する必要があります。

学校における働き方改革を推進し、
パフォーマンスを最大化するための執務空間

2)　学校教育業務に注力できる仕組みづくり

○　文部科学省は、平成 31 年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る３分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進しています。

③　家庭と地域

学校は、全ての子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場であり、子どもたちの豊かな学びと成長を保障する場としての役割のみならず、地域コミュニティの拠点として、地域の将来の担い手となる人材を育成する役割を果たして行く必要があります。また、自然災害時における避難所としての役割を担っており、避難生活や災害時における必要な機能を備えが求められます。

「家庭・地域」は、実生活・実社会について体験的・探究的に学習できる場として、子どもたちの学びを豊かにしていく役割を果たす必要があります。

1)　地域住民等との交流の場としての機能

○　学校は地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っていることを踏まえ、学校と家庭・地域が連携・協働するための交流の場を確保する必要があります。

○　「地域とともにある学校」づくりは、文部科学省の重要な政策課題となっています。「地域とともにある学校」とは、「地域の人々と目標（「子ども像」）を共有した上で、地域と一体となって子どもたちをはぐくむ学校」とし、その理想に最も近い姿が「コミュニティ・スクール」と考えられています。広陵町教育大綱においても、「学校・家庭・地域の三位一体の連携と協力（コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度）」は、具体的方針として位置付けられています。

※　「コミュニティ・スクール」とは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。
（文部科学省 HP より）

2)　地域のスポーツ・レクリエーション施設としての機能

○　地域コミュニティの拠点として、地域のニーズに配慮した多目的・複合的な機能を持たせることより、地域の資産としての価値を高めることが必要です。

○　学校には、図書室、音楽室、調理室等が標準的に整備されており、これらを地域の施設として整備（高機能化）することで、地域コミュニティの形成に寄与し学校と地域との良好な関係を構築する必要があります。

地域の人たちと連携・協働する共創空間

学校施設と公共施設との複合化

3)　避難所機能

○　自然災害時の避難所として、必要となる設備（自家発電設備や Wi-Fi 等の情報通信環境など）や防災機能の強化を一層推進する必要があります。

○　冷暖房設備の導入、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を行い、すべての利用者にとって優しい避難所づくりをめざす必要があります。

地域の避難所としての防災機能の強化と
居住性の確保

（イメージ図の出典）「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」（令和４年３月）
学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

６．　導入すべき機能と仕組み

（１）　導入機能等の考え方

先の「（２）導入機能の検討」を踏まえ、３者（子どもたち・教員・家庭と地域）のウェルビーイングの向上を図るため、主体別にハード及びソフト面から実際に導入すべき機能や仕組み等、導入機能の考え方を整理します。

また、各種空間の確保については、「３．学校施設の規模・配置の検討」において取りまとめた「(b)諸室規模の検討における配慮事項」に留意することとします。

表６－１　導入すべき機能・仕組み

対象	区分	導入機能・仕組み
子どもたち	ハード	１）多様な学習活動ができる教育空間 ２）ICT 環境・デジタル設備を活用した教育環境
	ソフト	３）安全・安心な通学環境の確保（通学路・スクールバス） ４）民間事業者による放課後の教育サービスプログラムの導入
教員	ハード	１）効果的・効率的な執務環境 ２）適切な執務スペースの確保
	ソフト	３）学校教育業務に注力できる仕組みづくり（教員の負担軽減）
家庭と地域	ハード	１）地域住民と連携・協働するための共創空間 ２）避難所としての防災機能の強化と居住性の確保
	ソフト	３）地域コミュニティの推進（まちづくり協議会制度の活用） ４）跡地・空き教室の利活用（方針）

ハード面における具体的な導入機能については、主に「ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイディア集（※)」（文部科学省　令和６年９月）から事例を整理しています。

※　「ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイディア集」（文部科学省）
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/066/toushin/mext_01888.html)

○　文部科学省では、平成 22 年１月に、当時の学校施設を取り巻く社会状況を踏まえ、小中学校の施設を新増改築、あるいは大規模な改修をする際の参考となると思われる施設的な提案について、「新たな学校施設づくりのアイディア集」として取りまとめ、全国の学校設置者や設計者等の関係者に情報提供を行ってきました。掲載された各種アイディアは、今なお効果的な学校教育活動を実現する学校施設を計画する上で参照に値するものが数多く含まれています。

○　なお、本「アイディア集」は、ウェルビーイングを実現する視点として、児童・生徒の「学習」「生活」の充実、その基盤として必要な「環境」と「安全」、さらに学校を地域の中で作っていく「共創」を加えた５つで整理されています。

（２）　主体別導入機能

①　子どもたち

１）多様な学習活動ができる教育空間

導入機能	イメージ
・　個別最適な学びは自分一人用の机で行い、協働的な学びは大型机を併用しながら学ぶことのできる教室空間の形成（生活：P64）	
・　普通教室以外にも、一人学習用のブースや、他の生徒と一緒に学習やくつろげる、教室に代わる空間の形成（生活：P62）	
・　普通教室と多目的スペースの仕切りを可動式の壁とし、フレキシブルな可能な空間の形成（生活：P81）	
・　ホワイトボード付きロッカーを移動し、教室を拡張して利用（生活：P82）	

２）ICT 環境・デジタル設備を活用した教育環境の形成

導入機能	イメージ
・　大型プロジェクターを活用して教材や児童・生徒の学習状況を共有（学び：P115）	
・　大型ディスプレイに各児童の作業状況を投影（学び：P103）	
・　外部とオンライン上での交流を可能とする ICT 環境（共創：P45）	

3） 安全・安心な通学環境の確保（通学路・スクールバス）

検討事項	検討内容等
通学路の安全確保に対する対応	○ 教職員や保護者による通学路の安全点検の実施、要注意箇所の把握と周知の徹底 ○ 集団登下校や保護者等の同伴等、安全な登下校方策の策定と実施 ○ 不審者情報等の迅速な情報共有の取組みの促進 ○ 安全な通学路の設定、通学路及び周辺に対する措置の検討
安全な通学路の設定	○ 通学路は歩車道の区別のある道路とし、その区別がない場合は次の条件に適合する道路とする。 ・ 車両の交通量が比較的少ないこと。 ・ 児童等の安全な通行を確保できる幅員を有すこと。 ・ 児童等の通行の妨げとなる物等がないこと。 ○ 横断箇所には、横断歩道、信号機等の交通安全施設が整備されていること。 ○ 樹木等が生い茂っているなど、人目につきにくい場所及び犯罪の発生状況等から特に安全上注意を払うべき場所がないこと。 ○ その他児童等の通学路として道路環境が不適切ではないこと。
通学路及び周辺に対する措置	○ 通学路である旨の表示。また、スクールゾーン区域内であれば「スクールゾーン」の道路標示。 ○ 道路の構造、沿道の状況等を勘案し、可能な限り防護柵、植栽、縁石等により歩道と車道を分離。 ○ 死角となる場所がある場合は、その状況に応じて、死角を解消するための対策。 ○ 通学路の周辺に、「子ども 110 番の家」等の緊急時に児童等が避難できる場所の設置。
スクールバス導入	○ スクールバスの運行に係る諸条件の整理及び実際のルート案の検討。 ○ コミュニティバス「広陵元気号」の運用検討。

4）民間事業者による放課後の教育サービスプログラムの導入

【民間教育事業者との連携】

検討事項	検討内容等
民間教育サービスの導入	○　民間企業等経験者などの多様な専門人材が学校現場に参画し、学校現場における教員と連携し活躍できるような環境や体制の整備を行い、社会と連携した、より効果的な学校教育を目指します。
民間教育サービス導入のための検討事項等	○　民間教育サービス導入に向け、事業採択から導入までのスキームの検討を行います。 ○　民間教育サービス（事業内容）は多岐にわたることから、事業者を対象としたアンケートやヒアリングなどの各種調査を行い、サービスを提供する側（事業者）とサービスを享受する側（児童・生徒・保護者等）のニーズを踏まえた適切な利用調整（マッチング）を実施します。 ○　民間教育サービスの提供場所については、放課後の学校内や下校後の学童保育クラブが想定されますが、児童・生徒の安全や事業者・保護者の利便性等を総合的に判断し、適切な場所の検討を行います。 ○　学校施設の活用を促進するため、学校教育に支障が生じない範囲での余裕教室の活用を検討します。

【放課後教室の導入】

検討事項	検討内容等
放課後の学習プログラムの導入	○　学校の授業と連携して、主要な教科（国語、算数・数学、英語等）を、民間教育サービス事業者が行うなどの仕組みづくりの検討。 【事例】 千葉県南房総市では「児童・生徒の時間外を活用した学力向上への取り組み」として、各学校の保護者団体と地域の学習塾などの外部教育機関が連携し、土曜日や放課後、夏季休業中に学校や学習塾などさまざまな場所で「授業」を開催している。 （https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000004122.html） ● 夏季講座 夏休み期間に市内の小中学校で基礎学力向上のための学習会を実施。小学校５年生から中学校３年生の希望者を対象に５日程度開催。（対象児童・生徒の７割以上が例年参加） ● 放課後学習講座 小学校における学力定着のための学習講座。 小学校５、６年生を対象とし、２学期以降、毎週１回、計 12 回を目安に実施。 夏季講座と違い期間が長いため、より個に応じた指導が可能。

【民間事業者ヒアリング結果】

学校施設を活用した民間事業の導入検討にあたり、町内・外の事業に対してペーパーヒアリングを実施し、事業への参加意欲と事業実績の結果について次のとおり回答（回答事業者数 21 団体）を得ました。

事業への参加意欲については、18 団体が「有る」、学校施設を活用した事業の民間受託の実績については 5 団体が「有り」と回答がありました。また、事業参画における懸案事項として以下の回答がありました。

利用形態	事業参画における懸念事項等
学習サービス （塾など）	● 施設・設備の使用範囲 ● 教室内の机・椅子・黒板などの利用 ● 事業者用や送迎用の駐車スペースの使用 ● トイレ・手洗い場などの共有スペースや療育室(体育館・運動場)、静養室、相談室などの利用 ● Wi-Fi などの無線 LAN 環境 ● 休日や遅い時間帯（～22 時）での利用（利用時間の制限） ● 先生の感情（塾が学校に入ることに抵抗を持つ先生がいないか） ● 学校の先生との関わり ● 空調や電気の使用
クラブ活動	● 部活動の顧問との関わり ● ケガ等の事故が生じた場合の対応（マニュアル、責任や補償） ● 事業者が行っているスクールへの勧誘 ● 指導に伴う報酬

② 教員

1）効果的・効率的な執務環境の形成

導入機能	イメージ
・ 職員室は従来の固定席ではなく、フリーアドレスとし、教職員一人一人の荷物をロッカーで整理し、教職員は目的に応じて場所や席を選ぶことができる働きやすさに配慮した機能の導入。（生活：P89）	
・ 教員同士の打合せや作業台として使うことのできる大きな机を置いた共有スペースの確保。（生活：P95）	
・ 職員室以外にも普通教室の近くに学年ごとの執務スペースを設置する等、執務効率の向上を図るための機能の導入。（生活：P95）	

2）適切な執務スペースの確保

導入機能	イメージ
・ 職員のコミュニケーションの場、集中作業が行える場としての利用が可能な休憩エリアの確保。（生活：P89）	

・　進路相談、生徒や保護者との会話、個別相談等、配慮が必要な会話ができる場の確保。	

３）学校教育業務に注力できる仕組みづくり

○　平成 31 年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る３分類に基づく 14 の取組」に基づき、役割分担や適正化に取組むこととします。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
• 登下校に関する対応 • 放課後から夜間などにおける見回り、児童・生徒が補導された時の対応 • 学校徴収金の徴収・管理 • 地域ボランティアとの連絡調整	• 調査・統計等への回答等 • 児童・生徒の休み時間における対応 • 校内清掃 • 部活動（部活動指導員等）	• 給食時の対応 • 授業準備 • 学習評価や成績処理 • 学校行事の準備・運営 • 進路指導 • 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

○　部活動については「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」として位置付けられてはいるものの、現状では、ほとんどの中学・高校において部活動が設置され、実態として多くの教師が顧問を担わざるを得ない状況であることからも、対応策を検討する必要があります。

○　広陵町では、広陵町教育委員会の附属機関として、「広陵町中学校部活動地域移行検討委員会」を設置し、「休日の部活動の地域移行に必要な調査及び運営体制」の検討を行うこととしています。今後は、当該検討委員会の議論を踏まえ、教員の部活動に係る負担軽減について検討することとします。

○　奈良県では「奈良県中学校部活動の地域クラブ活動への移行手引き」（令和６年３月 奈良県教育委員会）を策定し、５つの地域移行モデルを提示していることから、広陵町においても「国のガイドライン」や「県の手引き」の内容を踏まえ、地域の実情に応じた地域移行・地域連携に向けた取組を推進することとします。

○　なお、町の「地域移行検討委員会」及び「県の手引き」では、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行に限られていることから、将来的には、平日の部活動の地域移行等も視野に入れた検討も今後の課題となります。

「奈良県中学校部活動の地域クラブ活動への移行手引き」における５つの地域移行モデル

地域移行モデル	主な特徴
（１）行政主導型	• 地域に総合型地域スポーツクラブや文化芸術団体、民間の団体等がない場合や、生徒のニーズに合った活動環境がない場合に、教育委員会等の行政が中心となって地域クラブ活動運営団体を設置するパターンです。 • 運営団体が指導者を確保し、生徒を指導するクラブ活動を実施するような形式をとります。 • 行政が主導するため、活動場所の確保（学校施設、市町村施設）が比較的容易にできると思われます。既存の部活動だけではなく新たな活動を行うなど、生徒のニーズに応じた活動が行いやすくなります。
（２）総合型地域スポーツクラブ型	• 地域に総合型地域スポーツクラブがある場合、クラブは事務局として出納管理や学校との連携調整及び生徒、指導者の保険加入など運営事務を行います。地域の人材や単一のスポーツクラブの指導者などが、総合型地域スポーツクラブに指導者として所属し、地域クラブ活動を指導するシステムです。このパターンは総合型地域スポーツクラブに限らず、民間のスポーツクラブなども同様になります。 • スムーズな運営や、加入者が多くなることにより一人あたりの負担が少なくなることが期待できます。 • 場合によっては、既存の学校部活動にはない活動ができるなど、生徒のニーズに応じた活動が行いやすくなります。文化部活動への対応が課題と考えられます。
（３）拠点校型	• 活動ごとに拠点校を指定し、専門の指導者を派遣するパターンです。域内に複数の学校があり、学校によっては生徒の希望する活動がない場合に、生徒の選択肢が増えるメリットがあります。このパターンでは、一つの地域クラブ活動実施団体に事務局をお願いするか、それぞれの活動ごとに事務局が違う単一クラブ型を取ることもできます。生徒は、専門の指導を受けることができるとともに、人数不足を解消することが期待できます。 • 拠点が遠い場合には送迎が必要になる、用具類の準備や保管場所の問題が出てくる可能性がある等のデメリットが考えられます。

（4）単一クラブ型	• 地域に既存のクラブ等がある場合、対象の部活動の移行が可能です。公式戦等には、クラブとして出場するのか学校として出場するのか事前に整理しておく必要があります。 • 既存のクラブ等に移行するため、運営体制が確立されています。クラブ側の受け入れ体制が整っていれば広範囲から生徒の受け入れが可能となり、生徒のニーズに応じた活動を行うことができます。 • クラブ数が増えると学校との連携が困難になることが予想されます。クラブ毎に運営体制や指導体制が異なるため、やりすぎなどに注意が必要となります。また、クラブ毎に会費が異なるなど負担の割合が一定とならない可能性があります。
（5）大学・企業連携型	• 地域にある企業や大学と連携し、競技経験がある社員や大学生を指導者として、地域クラブ活動に派遣します。大学生は、卒業があるため、毎年度同じ学生が指導者として指導することは難しいですが、大学等と連携を密にすることで継続して学生を派遣することが可能になります。指導者の確保が課題になることが多いですが、このパターンの場合、指導者の確保に係る課題が少なく継続的です。 • 大学生を指導者として活用するに当たっては、一定の育成プログラム等を受講させ、安心して生徒の活動を任せることができるようにするなど、工夫が必要となります。

③　家庭と地域

１）地域住民と連携・協働するための共創空間

共創空間づくりの基本的な考え方
地域の住民と学校が連携・協働するためのスペースの確保、学校施設の地域開放、他の公共施設と複合化することにより、多様な人々が学校に集い、スポーツや生涯学習、地域活動等を通じて、学校が地域住民の交流・活動拠点となるような環境の整備を行います。

導入機能	機能イメージ
○　特別教室を地域住民と共有することで、地域住民との共創や実社会との出会いが生まれる環境づくり。 ○　セキュリティシステムを整備し、教職員の負担をかけずに地域住民との特別教室の供用を実現している。（共創：P43）	
○　地域住民が教室を利用している様子を児童・生徒が学校の廊下側から見ることができるように工夫している。（共創：P43）	
○　学校の空き教室を地域住民の学習空間として活用（事例では、学校の４階フロア全体を地域の企業や大学が仕事場として利用できる「産学ブース」として開放。（共創：P48） ○　利用の目的によっては、音楽室や調理室などの特別教室の開放を検討します。	

２）避難所として防災機能の強化や居住性の確保

防災機能強化の取組
○　学校施設における防災機能の強化については、災害発生から避難所の解消までの期間を４つの段階に区分し、それぞれの段階で必要となる防災機能を確保します。

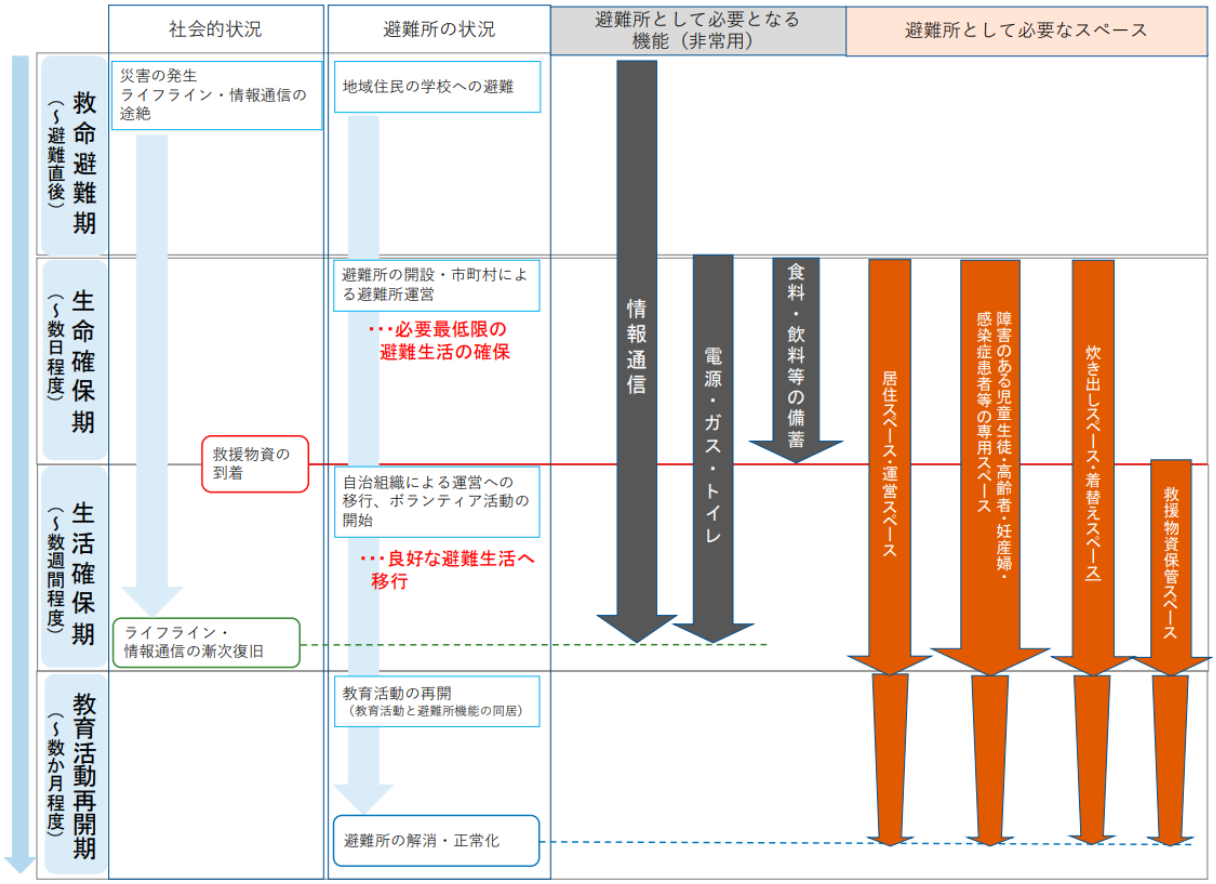

災害発生から避難所解消　災害発生から避難所解消までの４つの段階

１．救命避難期　　：災害発生直後から、地域住民が避難所に避難するまでの段階
２．生命確保期　　：避難後に救援物資が届き始めるまで、または救助されるまでの段階
３．生活確保期　　：救援物資が届き始めてから、教育活動を再開するまでの段階
４．教育活動再開期：教育活動を再開してから、避難所が閉鎖されるまでの段階

（出典）避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集（文部科学省　令和２年３月）

導入機能	機能イメージ
居住環境の機能向上	○　既存のトイレの数が足りなくなる場合や利用できなくなる場合等も想定し、マンホールトイレや簡易トイレ等の設備について検討します。 ○　避難者が電話や電子メール等で安否確認等を行うことができるよう、インターネット通信ができる無線 LAN 等の情報通信環境を整備します。 ○　居住スペースについては、温熱環境を確保するため空調設備の設置、カーテンの設置、通風による換気や冷暖房設備の導入を検討します。

3）地域コミュニティ・活性化の推進

検討事項	検討内容等
「まちづくり協議会」制度の活用	○　広陵町では、地域コミュニティや町の活性化のため、おおむね小学校区程度の大きさを区域とし、自主的に公益活動を行う団体「まちづくり協議会」に認定を行っています。 ○　すでに、真美ケ丘第一小学校区域には「真美一まちづくり協議会」が設立されていることから、真美ケ丘中学校区の再編を機に「（仮称）真美二まちづくり協議会」の設立と両協議会の連携を図り、真美ケ丘中学校区の地域コミュニティや活性化推進のための仕組みづくりを検討します。
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入	○　コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みであり、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めていくことができます。 ○　広陵町においても、未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるために、コミュニティ・スクールによる地域と学校が連携・協働することのできる仕組みづくりを検討します。

4）学校跡地・空き教室の利活用

検討事項	検討内容等
基本的な考え方	○　「学校再編」は、教育環境の向上が目的であることから、学校跡地や空き教室の活用においては、学校教育活動に資する利活用を最優先として検討します。 ○　また、「学校施設」は、地域コミュニティとの関わりが深く、地域の拠点施設的存在であることに配慮します。
利活用のための方策	１．確保する機能の検討 １）教育・公共目的での利用を目的とした機能の検討 教育環境の向上や施設の集約化による財政負担軽減などの効果について検討します。 ２）地域活動の場としての利用を目的とした機能の検討 学校施設を拠点とした地域活動への効果について検討します。 ３）防災機能としての検討 周辺の避難施設の立地状況を勘案し、災害時における地域住民の安全・安心の効果について検討します。 ２．利活用方針の決定 学校跡地や空き教室の利活用については、「行政需要・住民ニーズ」、「地域への配慮」、「民間活用」を踏まえ、利活用方策を決定します。

7.　再編事業の検討

ここでは、これまで検討した将来の学校施設の在り方等を踏まえ、学校施設再編の基本的な考え方である「幼児教育から小学校と中学校の義務教育の一貫した独自プログラムの導入による積極的統廃合の推進」に向け、事業手法や整備スケジュール等、学校再編事業の考え方を整理します。

（1）　事業手法について

①　PPP/PFI 優先的検討規程について

町では、令和３年度に、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討規程を定めました。本計画で検討している学校施設については、「建築物又はプラントの整備等に関する事業」、そして「事業費の総額が１億円以上の公共施設整備事業」に該当する見込みであることから、優先的検討の対象と見なし、事業にかかる費用総額を従来型手法と比較することで、PPP/PFI 手法の導入適否を評価します。

②　検討する事業手法について

事業手法とは、施設の設計や施工、竣工後の維持管理及び運営など、事業の進め方を指します。これまで整備してきた公共施設においては、大半は設計と施工を分離発注する「従来型手法」を採用してきました。しかし、これまで整備してきた施設の改修、更新が集中し、必要な財源が特定の時期に集中してしまう恐れがあります。

従来型手法のほか、優先的検討規程のうち、公共施設の整備に用いられる主な手法は、例えば以下の手法が挙げられます。今後、これらの手法を財政状況、具体的な整備要件、社会情勢などを踏まえて総合的に比較し、適切な事業手法を検討する必要があります。

■従来型手法（分離発注）

			スキーム例（イメージ）
発注方式	業務別 設　計	個別発注（委託）	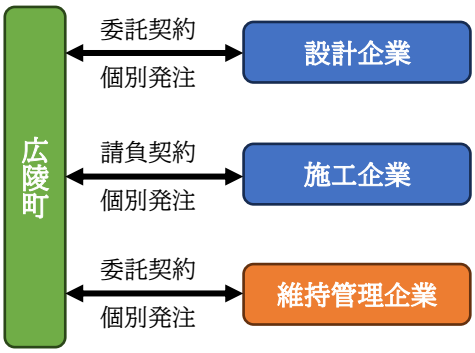
	施　工	個別発注（請負）	
	維持管理	直営または個別発注（委託）	
事業期間中の施設所有		町	
施設整備に係る資金調達		町	
事業手法の概要		町が資金調達を行い、各業務を民間事業者に個別・仕様発注する。	
事業手法の特徴		○従来からの発注方式であり、町/民間事業者ともに発注・受注形態に慣れている。 △他方式に比べて大きなコスト縮減は期待できない。	

■DB（Design Build）方式（公民連携：PPP）

			スキーム例（イメージ）
発注方式	業務別 設　計	一括発注［性能発注］	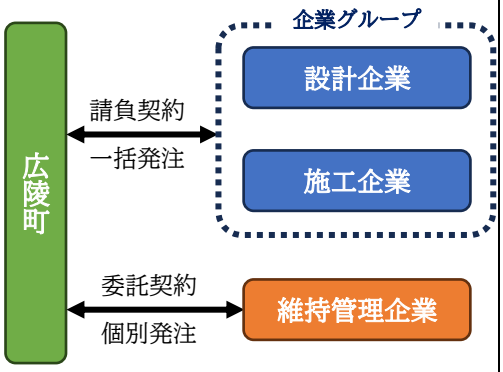
	施　工		
	維持管理	直営または個別発注（委託）	
事業期間中の施設所有		町	
施設整備に係る資金調達		町	
事業手法の概要		町が資金調達を行い、民間事業者に設計・施工を一括・性能発注する。維持管理は従来どおり個別発注する。	
事業手法の特徴		○設計/施工業者が連携することで、品質向上、工期期間短縮が図れるほか、町の設計リスク転移、施工時の調整事務が低減される。 △事業者募集手続きに一定の期間と検討作業を要する。	

■DBO（Design Build Operate）方式（公民連携：PPP）

			スキーム例（イメージ）
発注方式	業務別 設　計	一括発注［性能発注］	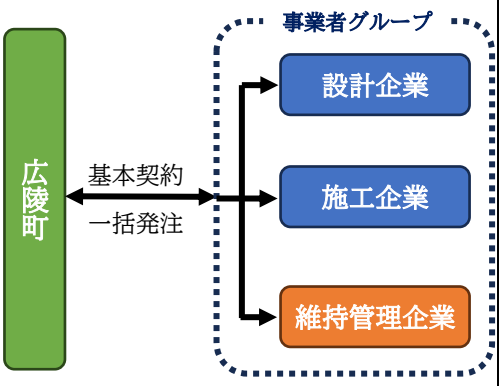
	施　工		
	維持管理		
事業期間中の施設所有		町	
施設整備に係る資金調達		町	
事業手法の概要		町が施設整備に係る資金調達を行い、民間事業者に設計・施工・維持管理を一括・性能発注する。	
事業手法の特徴		○DB 方式に加え、維持管理業者が設計段階から関与することで、維持管理が容易でコスト低減ができる施設となる。 △事業者募集手続きに一定の期間と検討作業を要する。	

■PFI 方式（公民連携：PPP）

			スキーム例（イメージ）
発注方式	業務別 設　計	一括発注［性能発注］	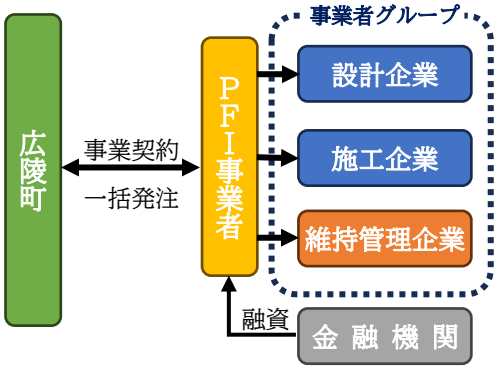
	施　工		
	維持管理		
事業期間中の施設所有		町	
施設整備に係る資金調達		民間	
事業手法の概要		民間事業者が資金調達を行い、PFI 事業契約に基づいて、公共施設などの設計・施工・維持管理を一括・性能発注・長期契約により行う。 施工完了時に施設を町が所有する場合は BTO、民間が所有する場合は BOT に区分される。	
事業手法の特徴		○事業に関わる民間事業者全体が連携することで、事業費削減、工期短縮、イニシャルコスト支払の平準化が図れる。 △事業者募集手続きに一定の期間と検討作業を要する。	

■リース方式（公民連携：PPP）

			スキーム例（イメージ）
発注方式	業務別 設　計	一括発注［リース契約等］	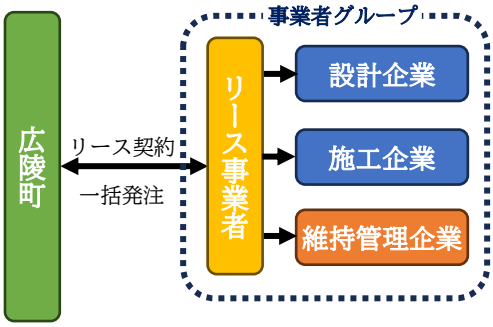
	施　工		
	維持管理	直営または個別発注（委託）	
事業期間中の施設所有		民間	
施設整備に係る資金調達		民間	
事業手法の概要		民間事業者が施設を設計・建設・所有し、町がリース契約等により施設を借り受け、使用する。契約方式により維持管理が含まれる。	
事業手法の特徴		○民間事業者が施設を設計・建設・所有し、町がリース契約等により施設を借り受け、使用する。契約方式により維持管理が含まれる。 △リースを担える民間企業が限られており、コスト削減効果が得られない可能性が高い。	

③　民間活用手法を用いた義務教育学校整備事例について

学校施設の整備に公民連携手法を導入した事例の一例は、下表のとおりです。PFI（BTO 方式）の導入実績が多いですが、近年は DB や DBO 方式の導入事例もあります。PFI の場合、事業者募集手続きに一定期間検討を要する必要があり、既存施設の老朽化や、関係者からの要望を受けて事業期間短縮が求められる場合には、DB や DBO 方式が採用されることもあります。

No	事業名	実施主体/人口（R2年度国勢調査）				
		手法	公募時期	事業期間	施工期間	事業費
1	市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等 並びに保育所整備PFI事業	市川市（千葉県）／約50万人				
	老朽化した校舎と給食室の建替えに際して、公会堂や保育園等の地域ニーズの高い施設を併設した複合施設を整備、維持管理・運営を行うBTO方式のPFI事業。	PFI （BTO）	H14.7	17年	２年	34億
2	京都御池中学校・複合施設整備等事業	京都市（京都府）／約146万人				
	小中学校4校の整備・維持管理を行うBTO方式のPFI事業。老朽化に伴う施設更新のため、民間事業者が設計、改築・改修、解体・撤去業務を行い、施設全体の維持管理業務を実施。	PFI （BTO）	H15.11	17年	２年	63億
3	（仮称）八千代市立萱田小学校分離新設校及び 総合生涯学習施設整備・運営事業	八千代市（千葉県）／約20万人				
	小学校分離新設校及び総合生涯学習施設（学校施設、生涯学習センター、スポーツ・レクリエーション施設等）の複合施設の整備、維持管理・運営を行うBTO方式のPFI事業。特別教室（音楽室、図工室、家庭科室、コンピューター室）は一般開放することを想定して整備。	PFI （BTO）	H17.4	16.5年	１年６か月	50億
4	川崎市黒川地区小中学校新設事業	川崎市（神奈川県）／約153万人				
	児童生徒数の急増に伴う、小中学校施設、地域交流センター、わくわくプラザ等の整備、維持管理及び一部施設の運営を行うBTO方式のPFI事業。運営業務は小学校給食業務、中学校ランチサービス業務、地域交流センターランチサービス業務。	PFI （BTO）	H17.10	17年	１年６か月	55億
5	（仮称）東根市立神町小学校分離校整備等事業	東根市（山形県）／約5万人				
	小学校（校舎棟、屋内運動場棟、学童保育所棟等）の整備・維持管理を行うBTO方式のPFI事業。	PFI （BTO）	H20.10	17年	２年	26億
6	宿毛市立宿毛小・中学校整備事業	宿毛市（高知県）／約1.9万人				
	南海トラフ地震発生時などに起こり得る課題を踏まえ、宿毛小中合築校舎等の施設整備を行い、防災の観点からも、児童・生徒が安心安全に過ごせる学校教育の場の形成を目指すBTO方式のPFI事業。	PFI （BTO）	H30.5	30年	２年	43億
7	（仮称）交野市立交野みらい学園施設一体型小中一貫校整備事業	交野市（大阪府）／約7.5万人				
	将来にわたり児童生徒の良好な教育環境を確保するため、旧小学校の解体、敷地周辺整備に向けた土木開発造成、小中一貫の義務教育学校の建築を一体的に行うDB方式の事業。	DB	R3.6	令和３年 12月以降	２年11か月	76.5億
8	藤久保地域拠点施設整備等事業	三芳町（埼玉県）／約3.8万人				
	現在小学校などが立地する敷地に、小学校（校舎、体育館）と、図書館や公民館、民間施設（カフェ）などの複合公共施設を整備し、「図書館を核とした未来創造拠点」を目指すBTO方式のPFI事業。	PFI （BTO）	R5.8	（予定） 約24年	（予定） ３年	96.7億
9	（仮称）新小松島小学校施設整備事業	小松島市（徳島県）／約3.6万人				
	４小学校を統合した小学校の整備及び維持管理を一体して発注するDBO方式の事業。	DBO	R5.11	（予定） 約18年	（予定） ２年４か月	65.5億
10	佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業	佐野市（栃木県）／約11.6万人				
	佐野市立西中学校区において、子どもたちの「確かな学力、豊かな人間性や社会性、健やかに生きる体」の育成を一層推進すべく、小中一貫校を新たに整備するDBO方式の事業。	DBO	R6.6	（予定） 18年	（予定） ３年	86億

出典：PPP・PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引_事例集・各事業の実施方針及び募集要項
※事業費は、落札（提案）金額もしくは契約金額を記載。

学校施設と他施設との複合化事例として、「川崎市黒川地区小中学校新設事業」と「京都御池中学校・複合施設整備等事業」について詳細を整理します。

■川崎市黒川地区小中学校新設事業

施設外観

施設内観

事業手法	PFI-BTO（サービス購入型）	スキーム
施設概要	川崎市立はるひ野小学校・ 川崎市立はるひ野中学校 敷地面積：約 30,682 ㎡ （うち 7,894 ㎡は増築に伴い追加） 延床面積：約 20,539 ㎡ （うち 4,800 ㎡は平成 26 年に増築） 地上４階建 ・小中学校 ・地域交流センター（多目的ホール、コミュニティサロン、調理室、ミーティングルーム） ・わくわくプラザ（わくわくプラザ事業の実施場所として屋内体育施設、グラウンドを使用）	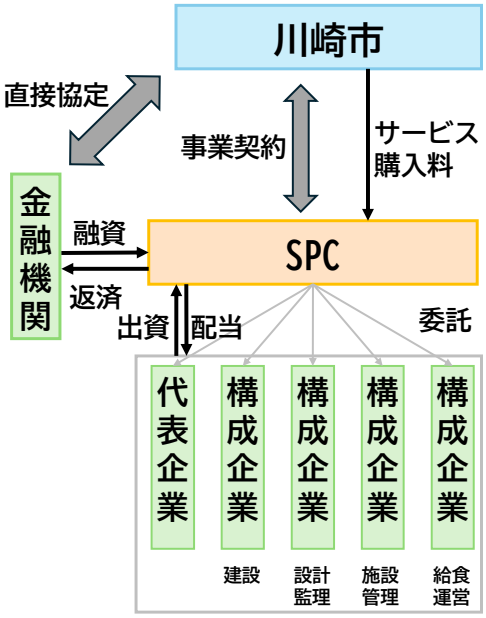
事業期間	平成 18 年 8 月 31 日～令和 5 年 3 月 31 日 （約 17 年間）	
事業費	契約金額：約 55 億円	
事業費調達方法	公立学校施設整備費国庫負担金：約 1,000 百万円 安全・安心な学校づくり交付金：約 58 百万円 地方債：約 1,220 百万円 一般財源：約 280 百万円	
VFM	8%（特定事業の選定時） 9.1%（事業者選定時）	
事業スキーム	小中学校の設計・建設・維持管理と、地域交流センターの設計・建設、給食事業の運営を SPC に委託。学校の運営は直営、地域交流センターの運営は、現在は市からシルバー人材センターに委託。	
効果	・民間のノウハウを活かし、小中連携教育を強く意識した校舎環境を整備 ・設計期間や工期の短縮が図られ、それに伴い建設維持管理コストを削減 ・施設内の一部スペースは、地域住民の日常的な利用が定着	
改善点・留意点	・入札公告を２度実施したため、事業者選定までの事務手続きの負担が増加 ・開校以降に契約変更が複数回生じ、議会の承認を要する事項も発生	

出典：文教施設における多様な PPP・PFI 事業等の事例集　施設整備を含む先導的な PPP/PFI 事業編

■京都御池中学校・複合施設整備等事業

施設外観

施設内観（中学校和室）

事業手法	PFI-BTO（サービス購入型） ※賑わい施設のみ独立採算型	スキーム
施設概要	京都御池中学校・京都御池創生館 敷地面積：約 8,400 ㎡　延床面積：約 20,000 ㎡ 地上 7 階（一部 6 階）・地下 1 階建 ・中学校 ・乳幼児保育所　・老人福祉施設 ・地域包括支援センター、 ・行政機関（オフィススペース）　・拠点備蓄倉庫 ・賑わい施設及びこれに付帯する関連施設 等	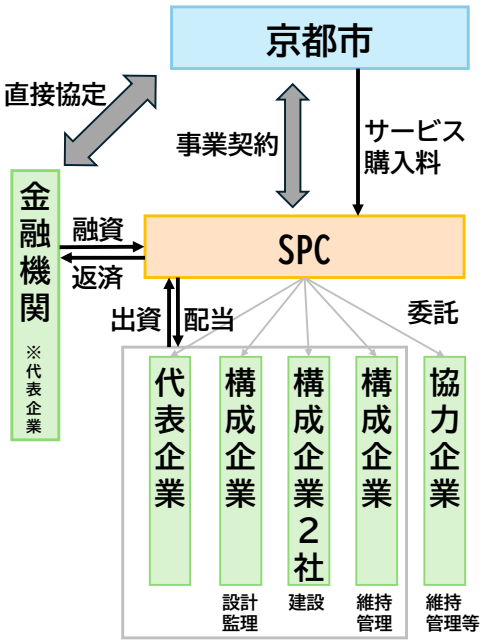
事業期間	平成 16 年 5 月 28 日～令和 3 年 3 月 31 日 （約 17 年間）	
事業費	契約金額：約 63.2 億円 うち施設整備費約 52 億円、維持管理費約 11 億円	
事業費 調達方法	補助金等：約 610 百万円（中学校整備部分）、 約 64 百万円（保育所部分） 地方債：約 1,217 百万円 一般財源：約 4,429 百万円	
VFM	約 10%（特定事業の選定時） 約 30%（事業者選定時）	
事業 スキーム	施設の設計、建設、維持管理業務は SPC が行う。 中学校運営、オフィススペース運営は市が行う。 保育所は民営で、老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターの運営業務は市が選定した社会福祉法人が指定管理者として運営を行う。 賑わい施設の運営業務は独立採算で SPC が行う（協力会社の誘致による運営も可能）。	
効果	・従来型手法と比べて約 30 億円のコスト削減を実現 ・設計から維持管理までを一括で発注することにより、効率的な事業遂行と意思疎通を実現 ・複合化による多様な世代間での交流や、複合施設ならではの保育体験、職業体験などの教育プログラムを実施 ・大通り沿いに商業施設が立地し、賑わいを創出	
改善点・ 留意点	・修繕等の可否については、PFI 事業者で対応すべき修繕かどうかを判断する必要があるため、学校と教育委員会のみではなく、PFI 事業者を通す必要がある。	

出典：文教施設における多様な PPP・PFI 事業等の事例集　施設整備を含む先導的な PPP/PFI 事業編

（２）　各事業の整備スケジュールについて

■短期：認定こども園整備事業

「子育て支援施設整備基本計画（令和５年３月）」に基づく真美ヶ丘地区の幼稚園及び保育園の再編、認定こども園への移行に向けたスケジュールを整理します。

■中期：保育園･幼稚園除却事業

単独の除却事業については、従来型手法で実施される事例が多いため、従来型手法での事業実施を想定し、適宜跡地活用の検討を行うこととします。

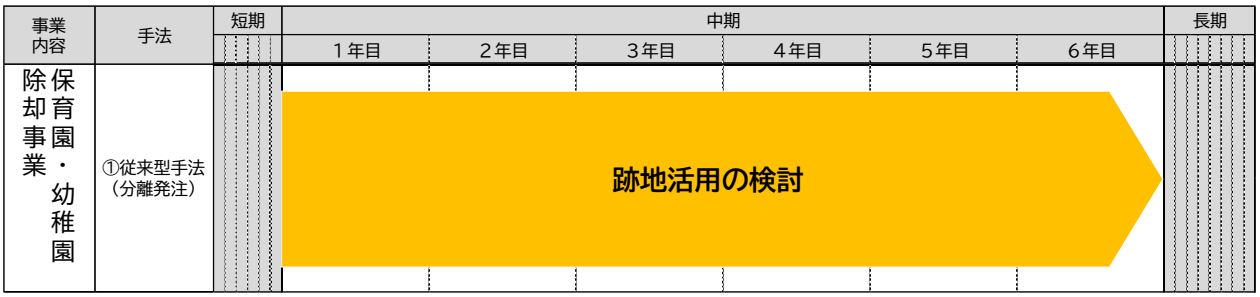

■長期：学校再編事業

概ね 20 年後の学校施設の整備に向けた想定スケジュールを、手法ごとに以下のとおり整理します。新設義務教育学校の建設工事は、延床面積を約 15,000m^{2}と仮定し、他自治体事例の新施設整備の施工期間を参考に２年間としています。

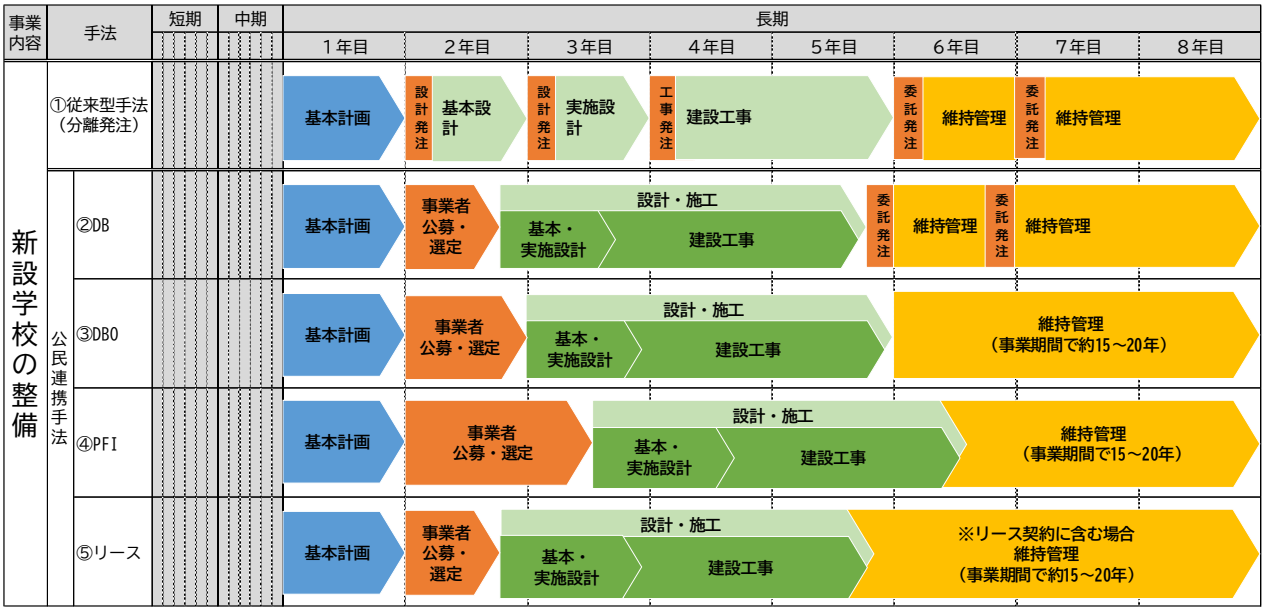

３校の再編については、さまざまなパターンが想定されます。ここでは想定される再編パターンと想定される課題等を整理します。

（前提条件）小中一貫校の新設場所は真美ケ丘中学校所在地とします。

想定される再編パターン	再編イメージ・想定される課題等
小 小 中 （施設分離型）	• 当面は、現状の学校配置を継続し、小学校低学年を中心に既存の小学校校舎に通い、小学校高学年を中心に一貫校となった中学校校舎に通う。 • 既存の小学校に通う区切りを検討する必要がある。 • 児童生徒数の状況をみて、適正規模を維持することができないことが明らかとなった時点で再編計画を検討する。 • 小学校の空き教室の有効活用を検討する。
貫 小 （一部施設一体型）	• 真美ケ丘第二小学校と真美ケ丘中学校の２校を統合し、一貫校を整備する。離れている真美ケ丘第一小学校は低学年を中心に通学する。 • 既存の小学校に通う区切りを検討する必要がある。 • 一気に３校を統合するよりも町民（地域住民）に受け入れやすいと思われる。 • 一貫校に公民館などの他の公共施設を複合化する場合には、学校に求められるセキュリティと公共施設の開放性とを両立させる課題がある。 • 廃止となる真美ケ丘第二小学校（跡地含む）や真美ケ丘第一小学校の空き教室の有効活用を検討する。
貫 （施設一体型）	• 真美ケ丘第一小学校及び真美ケ丘第二小学校、真美ケ丘中学校の３校を統合し、施設一体型の一貫校を整備する。 • 通学距離が長くなる真美ケ丘第一小学校児童の通学に係る負担軽減が課題となるため、スクールバスの導入や同校の低学年のみを現在の小学校に通学させるなどの対策（学年区分の設定）を検討する必要がある。この場合、真美ケ丘第二小学校の低学年児童も同様に、現在の小学校に通学させることも検討する必要がある。 • 廃止となる２小学校（跡地含む）の有効活用を検討する。

≪小中一貫校における学年段階の区切りに関する検討≫

指導の一貫性の強化の一環として、子供たちの発達の早期化への対応や中学校段階への移行に際して子供が体験する段差の緩和を図る観点から、学年段階の区切りを柔軟に設定する必要があります。

■区切りを設定する意義

○　小学校段階と中学校段階の間に、円滑な移行のための期間を意図的に設けることにより、学習指導面・生徒指導面でのいわゆる「中１ギャップ」等の緩和に資することができる。

○　区切りごとに，育成を目指す資質・能力，指導上の重点，具体的な目標等を明確に定めておくことにより，学年完結型となりがちな教職員の意識改革を促し，上学年への進級や中学校卒業時点をイメージした取組を強化することができる。

○　小学校段階と中学校段階にまたがる区切りをあえて設けることによって，小・中学校の教員が協働した教育活動の高度化や，小・中学校段階相互の良さの学び合いを促す仕組みを設けることができる。

（出典）小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（文部科学省）

■区切り設定の留意点

○　６-３制導入当時と比べ、身体的発達や思春期の到来が２年程度早期化したり、自己肯定感や自尊感情の低下が見られたりすることを踏まえ、小学校高学年の児童は中学校の生徒に近い特質を持っていることから、生徒指導上の課題や効果的な対応策が中学校段階のそれらと近くなっている。

○　発達心理学等の見地から、小学校中学年までは具体物を用いた思考を中心とした時期である一方、小学校高学年は具体物を用いた思考と抽象的・論理的な思考が混在している時期である。また、小学校高学年は学習内容も高度になり、量も増えてくる時期であることなどを踏まえ、単純な反復だけでなく、これまでに学んだ知識と知識を関連付け、因果関係、包含関係などとして理解させる指導の重要性が高まる時期である。

○　前述のような様々な視点を踏まえつつ、小学校段階と中学校段階の橋渡しをするために意図的に移行期間を設ける必要があるとの観点から、小・中学校段階が融合した指導を行うための仕組みが必要である。

○　幼児期の教育の最終段階である５歳児の後半と小学校低学年とを併せ、「遊びの中での学びの時期から各教科等の授業を通した自覚的な学びの時期への移行の時期」と捉えて、小学校中学年とは異なる指導を行う必要がある。

以上のことからも、区切りの設定にあたっては、教育内容の移行期と児童生徒の心身的移行期の両面を考慮した検討が必要です。

■区切りの設定

自治体で策定した小中一貫教育基本方針の事例をみると、「児童生徒の心身の発達段階の特

性を重視しながら、連続性と系統性に配慮した教育課程の展開」を目的として４-３-２制を導入している事例が多く見られます。また、現行の６-３制を維持しつつ、区分については学校、地域等の実情を踏まえ柔軟に対応することとしている自治体も多数みられます。

真美ケ丘中学校区の学校再編については、先に示した「３校統合」の再編パターンの場合には、真美ケ丘第一小学校に通学する一部の児童において、通学距離（時間）が大幅に増加することが明らかとなっていることから、特に低学年児童については、これまでとおり現在の小学校に通学させるなど、通学に係る負担低減を考慮し、２-２-３-２制あるいは２-２-２-３制などの区分設定の導入が考えられます。

■区切りの事例

自治体が策定した小中一貫教育基本方針等の事例から、９学年の区分パターンを整理します。

小中一貫教育基本方針の事例		
区切り	区切りの考え方	自治体名
4-3-2	発達段階の特性を重視しながら、連続性・系統性に配慮した 教育課程を展開する。	愛知県瀬戸市
6-3	現行の小学校 6 年間、中学校 3 年間の枠組みを保持する。	岩手県紫波町
4-3-2	発達段階の特性を重視しながら、連続性と系統性に配慮した教育課程を展開する。	群馬県川場村
4-3-2	義務教育の指導区分を「基礎充実期（4 年）」「活用期（3 年）」「伸長期（2 年）」として区分する。	新潟県三条市
4-3-2	従来の小学校 6 年、中学校 3 年の枠組は変更せずに、便宜的に小学校 1 年生から 4 年生までの 4 年間、小学校 5･6 年生と中学校 1 年生の 3 年間、中学校 2･3 年生の 2 年間の 3 期に区分し、指導の重点化を図る。	山口県山口市
4-3-2	児童・生徒の発達段階を踏まえ、9 学年の区分を、1～4 学年を第Ⅰ期、5～7 学年を第Ⅱ期、8・9 学年を第Ⅲ期とする。	東京都八王子市
6-3	学年段階の区切りは「6-3 制」を維持する。	三重県桑名市
6-3	既存の小中学校制度に基づき、6-3 制を基盤とした小中一貫教育を推進する。	大阪府太子町
4-3-2	前期 4 年（小 1～4）、中期 3 年（小 5～中 1）、後期 2 年（中 2～3）とする。	福岡県宗像市
6-3	学校教育法に定められた小学校の修業年限６年間と、中学校の修業年限 3 年間という枠組みの「6-3 制」に基づき、現行制度の下で、質の高い教育を実施する。	東京都杉並区
6-3	移行期間の児童生徒への影響を配慮して、現行の教育制度（6・3 制）と学習指導要領を基本に、義務教育 9 年間を一つのスパンとして捉え、連続した「確かな学び」の創造を実践する。	奈良県吉野町

4-3-2	現在の 6・3 制が導入された頃に比べ、子どもの身体の成長等が約 2 年早期化していると言われており、本市も同様の傾向が見られることから、9 年間を、3 区分（前期 4・中期 3・後期 2）したカリキュラムに区分ごとの指導の重点とめざす児童生徒の姿を定めて取り組む。	広島県福山市
6-3	6-3 制を基本に、4-3-2 制を部分的に導入する。	茨城県土浦市
6-3	現行の 6・3 制を維持するが、指導区分として義務教育 9 年間を前期 4 年間、中期 3 年間、後期 2 年間に区分し、発達段階に応じてそれぞれの時期で重視して指導することを明確にして取り組む。	佐賀県鳥栖市
6-3	既存の 6-3 制を維持しつつ、子どもたちの発達の早期化や学習内容の高度化等を踏まえ、学年段階を 4-3-2 の 3 期に分けて捉えた教育を展開する。	北海道帯広市
6-3	現行の教育制度（6・3 制）と学習指導要領を基本に、義務教育 9 年間を一つのスパンとして捉え、連続した「確かな学び」を創造する。	北海道北広島市
6-3	現行の教育制度（6・3 制）を基本とする中で、中 1 ギャップの緩和を工夫する。	北海道江別市
4-3-2 6-3	川島中学校区（施設一体型）は、4-3-2 制、西中学校区（施設分離型）は 6-3 制。	埼玉県川島町
4-3-2	学習指導要領に基づき、連続し、一貫した教育課程を編成。 義務教育 9 年間を見通した、連続性・一貫性のある教育課程を編成します。その際、子どもの心身の発達段階、認識・思考の発達段階等に対応するために、9 年間を「4・3・2」の 3 期に区分。	福岡県若宮市
4-3-2	学習指導要領に基づき、連続し、一貫した教育課程を編成します。また、義務教育 9 年間を各中学校区の実態に応じて「4・3・2」等の教育区分とし、指導を行う。	埼玉県毛呂山町
4-3-2	小中学校 9 年間を，前期 4 年（小 1～4）・中期 3 年（小 5～中 1）・後期 2 年（中 2・3）に区分することを基本としますが，地区によっては，各期の年数を柔軟に対応。	茨城県行方市
6-3	6・3 制を維持し、小中学校がそれぞれで学校経営を行う中 で、小学校高学年児童と中学校生徒の発達段階を考慮し、教職員交流や 9 年間を見通した継続的な指導等を通して、小・中の円滑な接続を図る。	東京都江戸川区
4-3-2	義務教育 9 年間の教育区分（指導区分）を子どもたちの心身の発達段階・学習認識段階等に対応して、前期 4 年（小学校第 1 学年～小学校第 4 学年）を「基礎・基本の習得と定着」、中期 3 年（小学校第 5 学年～中学校第 1 学年）を「基礎・基本の活用」、後期 2 年（中学校第 2 学年～中学校第 3 学年） を「基礎・基本の活用と応用」とする 4・3・2 制とします。	京都府舞鶴市

2-2-2-3	小学校 6 年間、中学校 3 年間の体制を維持しながら、基礎期 2 年（小 1～2）、基礎充実期 2 年（小 2～4）、活用期 2 年（小 5～6）、発展期（中 1～3）を設定する。なお、小 5～中 1 の接続を重視する。	千葉県我孫子市
義務教育学校整備基本構想等の事例		
区分	区切りの考え方	学校名称
4-2-3 4-3-2 5-4	学年段階の区切りの設定については、 義務教育学校設立時の学校長によって定められ、その時々の学校長の判断により変更となることも想定されるため柔軟に対応する。	多治見市立笠原義務教育学校（岐阜県）
4-3-2 2-2-3-2 5-4	子どもの発展段階や年齢の特性に応じた意図的な教育活動を行うため、4-3-2 制を基本とするが、教育活動や実情に応じて、2-2-3-2 制、5-4 制などの枠組みで行うことができる。	牧之原市義務教育学校（静岡県）
4-3-2	基礎期（4 年）、充実期（3 年）、発展期（2 年）の 3 区分を設定。	当別町一体型義務教育学校（北海道）
4-3-2	子どもの発達に即して 9 年間を 3 期（4-3-2 制）に区分。	足立区立新田学園（東京都）
4-5	初等部 4 年（小 1～4）と高等部 5 年（小 5～中 3）の区分。	信濃町立信濃小中学校（長野県）
6-3	制度上は 6-3 制をとっているが、指導上は、4 年（基礎期）、3 年（充実期）、2 年（発展期）3 つの指導区分で推進。	京丹後市立久美浜中学校区（京都府）
6-3	施設隣接型とし、前期課程校舎（第 1 年～6 年）、後期課程校舎（第 7 年～9 年）の 6-3 制。なお、1～4 年（基礎・基本の習得期）、 5、6 年（小中接続期）、7～9 年（学びの発展期）と位置づけ、定期的に行う小中合同の教科会で、小学部と中学部の教員が担当の教科に分かれて、小中接続を意識した授業づくりに向けて共同で研究している。	横浜市立義務教育学校霧が丘学園（神奈川県）
4-3-2	9 年間の学びのストーリーを描くことで系統的に学習を進める。1～4 年生では、土佐山のよさを発見したり楽しい体験をし、5～7 年生では、地域の抱える課題を見つけ、課題解決の方法を考え地域に提案、そして、8・9 年生は、土佐山学の集大成として地域活性化につながる「土佐山貢献プロジェクト」へ挑戦する。	高知市立義務教育学校 土佐山学舎（高知県）
4-3-2	9 年間を通した PBL（Project Based Learning：課題解決型学習）を中心とする教育課程を創造。1～4 年生（前期）基礎的・汎用的能力の基礎を培う活動、5～7 年生（中期）課題解決能力の基礎を培う活動、8・9 年生（後期）実社会の課題を解決する活動としている。	飯塚市立小中一貫校（福岡県）

【その他参考】

○　「5・4 制」とは、中曽根内閣が設置した臨時教育審議会で提唱された学制改革案。 現行の小学校 6 年生を中学校 1 年生とし、早熟な今時の子供の発育状況に合わせることと、中学校の在学期間を延長し、中学校教育を充実させることを目的とした。
https://ja.wikipedia.org/wiki/5%E3%83%BB4%E5%88%B6

○　「多治見市立笠原義務教育学校整備基本構想（案）」では、学年段階の区切りの設定については、義務教育学校設立時の学校長によって定められ、その時々の学校長の判断により変更となることも想定されるため、学年段階の区切りが「４-２-３」であっても、「４-３-２」であっても、「５-４」であっても柔軟に対応できることとしています。
https://www.city.tajimi.lg.jp/kosodate/sho-naka/hoshin/ikkan/kasahara/documents/ikkanksiryo06.pdf

《図例》（仮）多治見市立笠原義務教育学校における学びのステージ

前期課程（１～６年）		後期課程（７～９年）
第１ステージ	第２ステージ	第３ステージ
学びの基礎をつくる時期	学びを広げる時期	自分の学びを深める時期
繰り返し学習や具体的な操作活動をとおして、義務教育で学ぶ基礎基本を身に付けられるようにします。	学んだ基礎をもとに論理的な思考力や物事を適切に判断する力を身に付けられるようにします。	学習した内容を自分の生き方と関連付けて考え、社会でよりよく生きることができる自己肯定感を育みます。
〈指導形態〉 学級担任制	〈指導形態〉 一部教科担任制	〈指導形態〉 教科担任制

学年段階の区切り（A、B又はC）	
A：4-2-3	［小１～４］－［　小５～６　］－［中１～３］
B：4-3-2	［小１～４］－［小５～６、中１］－［中２～３］
C：5-4	［　小１～５　］－［小６、中１～３］

８．　新設義務教育施設整備のイメージパース図

イメージパース図は、広陵町のめざす学校教育の在り方、学校と地域との関わり方等を踏まえ「こんな学校があったらいいな」、「こんな活用ができたらいいな」という、20 年後の新設義務教育学校の整備・活用イメージを表現したものです。

イメージパース図に描かれた授業時間・放課後・休日の施設活用のイメージ

場所		機能等
中央エントランス	①	• こども園と小中学校の入口があります。 • カフェラウンジスペースがあり、親子や地域の住民が自由に交流できます。
小中学校（１階）	②	• エントランスに連なる図書室は、児童・生徒や地域の住民も自由に利用できます。 • 地域の住民も買い物ができる小規模なコンビニがあます。
	③	• 職員室には、先生同士が談笑したり、児童・生徒から見えにくい場所でリラックスできるスペースがあります。
小中学校（２階）	④	• 音楽室・家庭科室・技術室等の特別教室は、小中学校の授業以外にも地域住民のコミュニティ活動等にも利用できるよう一般開放します。 • 会議室や多目的室は、児童・生徒や地域住民の活動スペースとして利用できます。
小中学校（３階）	⑤	• 普通教室は、タブレットやＰＣを使った授業等、様々な授業形態に対応できる設備や機能を有しています。 • 普通教室は、授業時間以外は一般開放され、放課後の学習塾や英会話教室などの民間事業者も活用できます。また、学童保育施設として活用します。
体育館・多目的室	⑥	• 体育館は、授業時間以外は地域のスポーツ拠点として一般開放されます。 • フィットネスやマシントレーニングのできる設備を備え、多くの人々が利用できます。
こども園	⑦	• 年長までを預かるこども園を併設します。
屋外（校庭等）	⑧	• 校庭は芝生、周辺には植栽・植樹により自然環境に配慮したオープンスペースとします。 • 雨の日でも部活動や地域の住民が利用できる全天候型のスポーツ施設（テニスコート）を整備します。

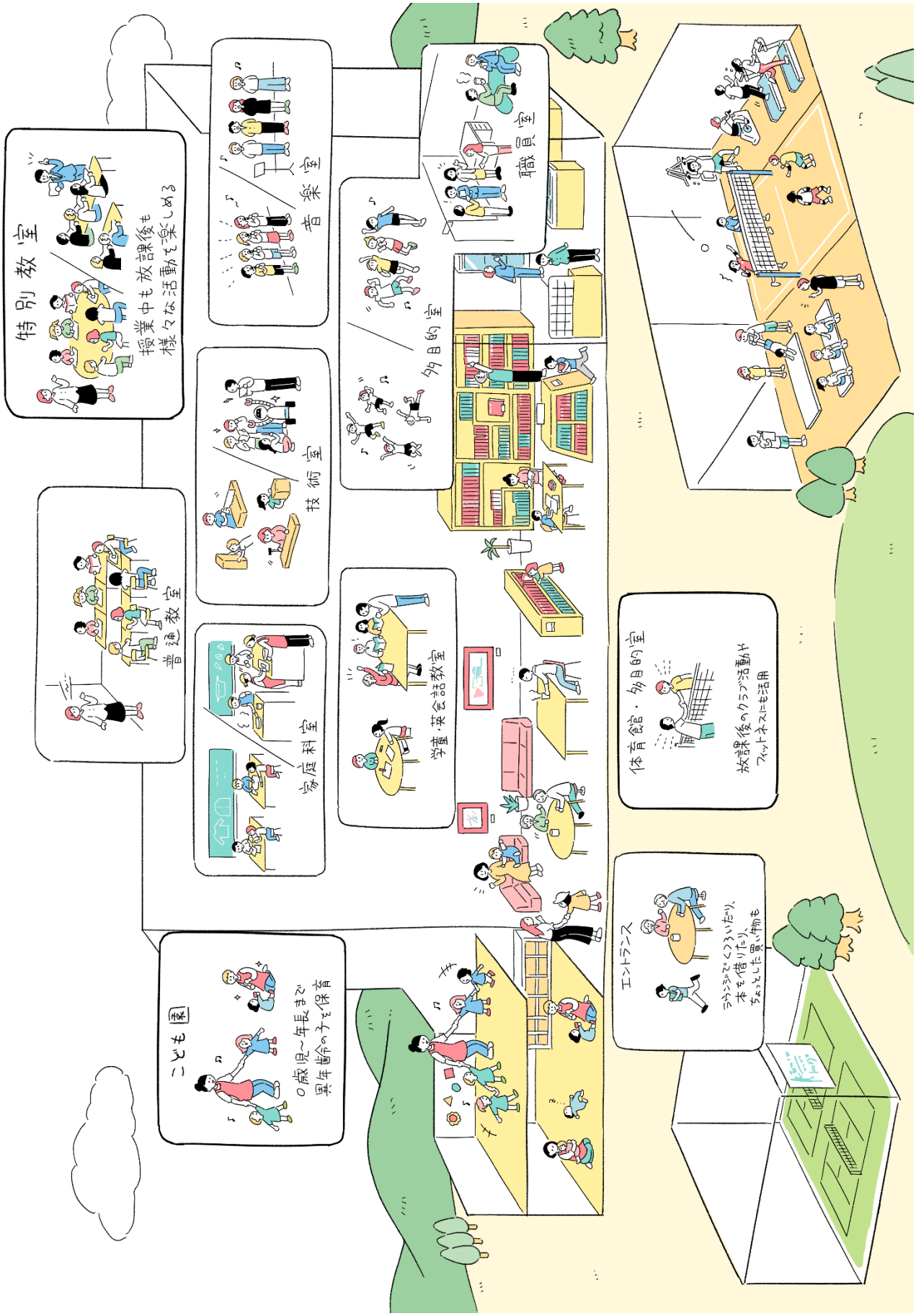
特別教室
授業中も放課後も
様々な活動を楽しめる
音楽室
職員室
外目的室
技術室
普通教室
家庭科室
学童・英会話教室
体育館・外目的室
放課後のクラブ活動や
フットネスにも活用
こども園
0歳児〜年長まで
異年齢の子を保育
エントランス
ラウンジでくつろいだり、
本を借りたり、
ちょっとした買い物も

真美ケ丘中学校区における
学校施設等再編基本構想

発行年月：令和７年３月
編集・発行：広陵町　教育振興部　教育総務課
TEL:0745-55-1001　FAX:0745-55-1009